

平成 29 年度

重点施策の概要

1. ニセコの自然環境と景観を守り、生活環境を向上します 16 ページ
2. ニセコの地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します 24 ページ
3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います 29 ページ
4. ニセコならではの環境と調和した農業をつくります 30 ページ
5. 商工業と農業、観光業との連携を進め、地域産業の活性化を目指します 33 ページ
6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます 35 ページ
7. 町民が共に学び合い、支え合う文化を育てます 38 ページ
8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます 44 ページ
9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります 49 ページ
10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります 51 ページ
11. 住民みんながまちを考え、活動します 54 ページ

1. ニセコの自然環境と景観を守り、生活環境を向上します

土地利用

(1) 準都市計画区域の景観の保全

良好な自然景観を確保することを目的に、平成21年3月に準都市計画を策定し、同年7月に特定用途制限地域や景観地区を指定しました。

ニセコアンヌプリ山麓では、好調な国外景気を背景とした土地取引が活発に行われ、潤沢な海外資本による大規模な開発が進められています。当該区域におけるルール等の周知を図り、まちの財産である自然環境を確保しつつ、より良いリゾート開発へ誘導しています。

平成29年度は、開発行為1件、建築物等28件の申請があり、準都市計画区域での規制に適合しているか指導・審査を行っています。

(2) 土地利用対策事業

土地(国土)の総合的・計画的な利用を図ることを目的に国土利用計画法が制定されています。法に基づき、土地の投機的な取引や地価の高騰、乱開発の未然防止、遊休土地の有効活用を図るため、1万㎡以上の土地取引に関して届出の受付をしています。平成29年度の届出は35件となっています。

ニセコ町景観条例に基づき、空き家対策を進めています。平成29年度は、廃屋3件を所有者により撤去することができました。また、ニセコ不動産協会と家屋の管理に関する協定を結び、別荘・空き家の管理体制を整えています。

(3) SDGsの取り組みについて

SDGsとは、「持続可能な開発目標」として、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』(行動計画)にて記載された、2016年から2030年までの国際目標です。ニセコ町がこれまで取り組んできた情報共有・住民参加による自治の実践、景観対策や環境政策、稼ぐ力の強化、地域経済循環などの「ニセコ町のまちづくりと親和性が高い」ものと考え、その取り組みをこれまでのまちづくりとともに推進していくこととしています。

平成29年度は、国が選定するSDGsモデル都市となるべく、計画策定の準備を進めました。

なお、ニセコ町が取り組む事業の1つとして、住宅不足や働き手不足の解消、エネルギーの有効活用などを目指して、「NISEKO生活モデル地区構築形成事業(SDGsモデル事業)」に取り組む予定としています。この事業は市街地近郊でエネルギー、景観、自治活動などに配慮した街区整備を行うものです。

自然環境

(1) 環境モデル都市アクションプランに基づく取り組みについて

2050年度までに1990年度比でCO₂の86%削減を目標とする本町は、平成26年度に作成した環境モデル都市アクションプランを元に事業を推進しました（平成26年度～5年間）。

経済産業省の補助金を活用して、①観光分野での省エネ・再エネ利用促進、②家庭での草の根的な取り組み、③エネルギー転換の調査を実施しました。

①では、観光事業者向けにエネルギー勉強会を2回、エネルギー診断を4事業者に対して行いました。勉強会ではエネルギー診断結果の共有と再エネ導入に向けて活用可能な補助事業の紹介を行い、事業者間で成果や課題を共有しました。綺羅乃湯エネルギー診断現場見学会では、省エネ診断の現場を見学し、省エネのポイント、診断方法について事業者間で共有しました。

②に関して、北海道環境財団と共催でCO₂削減に向けて、まずは自分ごととして捉えてもらうことが重要であり、自分の生活と関わりが深く、興味がわく話題を取り上げ、行動に移すきっかけづくりとして、気軽に参加できるようカフェスタイルでのエコナイトカフェを3回実施しました。

③に関して、新電力会社に関わる8自治体へのアンケート調査、みやま市、鳥取市、小国町への視察を通して人口規模の小さいニセコ町であっても、いくつかの条件（新電力会社設立を手段とした目的の整理、パートナーの確保など）をクリアすれば可能性があることがわかりました。

環境モデル都市とは、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市のことで、ニセコ町は平成25年10月に事業提案を行い、平成26年3月に内閣府より選定を受けました。

(2) 環境基本計画の推進

平成24年度に作成した第2次ニセコ町環境基本計画（平成24年度～平成35年度）では、毎年その進行状況に関する評価を行っています。平成28年度は平成24年から5年間の取り組みを環境白書にまとめました。平成29年度は、ニセコ町環境審議会を計4回開催し、環境基本計画等の進捗管理及び評価を行いました。

例年通り環境基本計画に基づく環境教育の取り組みとして、小学生を対象とした水生昆虫観察会を2回開催しました。また、新たな取り組みとしては、ニセコ高校の環境エコツアーガイド実習のサポートを行い、ニセコ高校生が ShiriBeshi 留学の大学生（夏季ニセコ地域で語学研修を行っている国内の大学生：後志総合振興局主催）を環境関連施設に案内しました。

第2次環境基本計画は、平成24年度から12年間の計画で、第1次と同じく「水環境のまちニセコ」をテーマとし、9つのプロジェクトを掲げています。

①水資源と地下水の保全、②水辺の環境、③生態系の保護保全、④水質の保全、河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり、⑤森林環境の保全・育成、⑥環境と調和した安全・安心な農産物の生産、⑦自然エネルギーの導入による温室効果ガスの削減、⑧省資源・省エネルギーの取り組み、⑨ごみの分別と資源化

(3) 水資源の保全

ニセコ町地下水保全条例に基づき、井戸設置者から地下水の使用量についての報告を求めています（くみ上げポンプ吐出し口8 c m²以上の施設を有する場合）。

最近は、開発に伴う地下水の汲み上げの相談案件が増加中です。ただし平成29年度は審議に至る案件はありませんでした。

〔許可を受けている施設件数及び地下水くみ上げ数量〕

年度	件数	くみ上げ量	稼働日数（延べ）	備考
26年度	9	318, 353m ³	4, 184日	件数は全て法人
27年度	10	375, 400m ³	4, 314日	〃
28年度	12	417, 226m ³	4, 306日	〃
29年度	8	433, 876m ³	3, 400日	〃

(4) 環境会議等への参加

環境政策を通して先進的なまちづくりを進める団体が主催する会議等へ参加し、情報収集を行いました。平成29年度は士幌町で行われた環境自治体会議へのほか、千葉県柏市で行われた環境未来都市構想推進国際フォーラム、奈良市で行われた環境首都創造フォーラムに参加し、参加者とのネットワークづくりや先進事例を学びました。

また、持続可能な発展を目指す自治体会議（事務局：一般社団法人クラブヴォーバン）に参加し、葛巻町への視察のほか、会員自治体である下川町、岩手県二戸市、葛巻町、埼玉県横瀬町、鳥取県北栄町、熊本県小国町などと地域経済循環モデルの構築について議論を深めました。

(5) 生態系の保護・保全活動

絶滅危惧種に指定されている「イトウ」の保護活動を進めるオビラメの会では、宇島のカシュンベツ川に「イトウ」の親魚を育成・採卵する飼育池を平成27年度に設置し運営しています。平成29年度は、町では環境基本計画に基づく生物多様性の取り組みとして、この運営費の一部を補助しました（平成29年度で終了）。

生活環境

(1) 簡易水道事業

①水道事業の運営

町水道は、簡易水道1地区、専用水道1地区、飲用水供給施設2地区として、安心・安全で安定的な水道水の供給を行っており、その普及率は95.4%です。

水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、水道施設建設時に借りたお金を返済する水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

町では、安定した水道経営の実現のため、水道使用料の見直しを含め検討しています。

②水道施設の維持管理事業

水道管及び浄水場など水道施設の維持管理を民間事業者へ委託しています。

水質検査は蛇口からの通常検査（毎月1回）のほか、水源池の原水精密検査（年1回）と浄水精密検査（年4回）を行っています。

水道施設や漏水事故による損害、水質事故による損害など本町でも起こりうる水道事故への賠償に備えるため、水道賠償責任保険に加入しています。

③施設維持補修事業

配水施設では曾我第1浄水場の圧力タンク更新工事、福井浄水場では外壁の改修工事を行いました。

管路施設では配水管移設工事及び更新工事を実施しました。市街地区は道道ニセコ停車場線及び道道岩内洞爺線、曾我地区は町道西北連絡線及び道道岩内洞爺線、宮田地区は国道5号線及び道道峠宮田線でそれぞれ行っています。

平成29年度は水道本管での漏水事故が12件発生し修理工事を行っています。

④量水器（水道メーター）取替事業

計量法に定められた8年を経過した量水器（水道の水量を計測する機器）については、取替が必要となります。

平成29年度の実績は平成21年度に設置した量水器が対象となり、370台の取替工事を実施しています。

⑤飲料水施設整備事業

水道水の供給を受けられない区域において、日常生活に欠くことのできない飲料水を確保するための施設（井戸）を整備する場合、事業費の3分の1以内（上限50万円）を町が補助しています。平成29年度は実績がありませんでした。

(2) 公共下水道事業

①下水道事業の運営

ニセコの下水道は、整備予定区域の94.8%の区域で整備が完了しています。また、水洗化率は96.3%となっています。

平成29年度は公共下水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、下水道管理センター建設時に借りたお金を返済する下水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

②下水道施設維持管理事業（下水道管理センター・ポンプ所・下水道管）

現在、各家庭から出る汚水の量は、一日約700m³にもなります。汚水は、下水道管やポンプ所を通り抜けて下水処理場に集まり、きれいな水と、泥（「汚泥」）に分けられ、浄化された水は真狩川へ放流されています。汚泥は堆肥センターへ運ばれ、生ごみと共に堆肥化されています。平成29年度は215tの汚泥が発生しています。

家庭から出された汚水をきれいな水へ浄化するためには、汚水管やポンプ所、下水処理場などの各施設が正常に機能しなければなりません。そのために下水道管理

センターの運転管理やポンプ所の各施設の適正な維持管理を行っています。

下水道管理センターでは機械設備及び電気機器の分解整備、部品交換を行い施設の延命を図っています。

下水道管路の維持管理については管内の清掃やマンホール周辺の傷んだ舗装の補修をしています。

③公共下水道整備事業（下水道管理センター長寿命化）

本町の下水道管理センターは供用開始後17年が経過し、電気機器及び機械設備が老朽化により更新の時期を向かえています。町では平成26年度に策定した長寿命化計画に基づき、下水道管理センター電気計装設備更新工事を平成28年度から2か年で行いました。また、下水道マンホールポンプ所警報装置の更新工事も行っています。

下水道管路施設では平成27年度から実施している道道ニセコ停車場線の道路改良工事に伴い下水道公共柵・マンホールの移設工事を行い平成29年度で終了しました。

④農業集落排水事業（西富地区下水道事業）

農業集落排水事業は蘭越町を事業主体として広域的に進めています。機能的には下水道事業と同じです。これらの共同処理費用（運営経費や施設の維持管理経費）の一部を蘭越町に負担金として支出した他、下水道管の布設や下水道処理場建設時に借りたお金を返済する農業集落排水事業施設建設等償還金（借金の返済）に支出しています。

（3）浄化槽整備事業

町では、町民の生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、合併処理浄化槽の整備を推進しています。

平成29年度は、5人槽12基、7人槽1基の合計13基について、浄化槽設置整備事業により町の補助金を交付しました。

（4）し尿処理（くみ取り）事業

し尿処理は、毎年、各地区からの申し込みを受け付けて作成する収集計画に基づいた収集を行い、その処理は広域事業として羊蹄山麓環境衛生組合（構成町村＝倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）が運営しています。

ここ数年の処理量の動向では、合併処理浄化槽の普及により浄化槽汚泥の量が増加しています。

・処理量動向

（平成29年度）

計画処理区域面積	処理量		計
	し尿	浄化槽汚泥	
197.13 km ²	1,457 t	2,846 t	4,303 t
（前年対比）	（97.2%）	（106.0%）	（102.9%）

(5) ごみ収集事業

ごみの収集事業は、可燃・不燃・生ごみ、資源ごみ等、全17区分による分別収集を行っています。ここ数年、ごみの分別ルールが守られていないごみが増加しており、ごみの減量化や効率的な収集運搬を行うために排出ルールを守るように周知していきます。

・ごみ類の収集動向

(平成29年度)

種別	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	総計
収集量	844 t	119 t	512 t	396 t	12 t	1,883 t
前年対比	107.5%	96.0%	102.6%	103.4%	92.3%	104.4%
リサイクル率	93.0% (前年度92.4%)					

(6) 廃棄物広域処理事業

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、近隣町村と共同で処理を行っています。

可燃ごみの処理は、これまで羊蹄山麓7町村の共同運営で焼却処理を行っていましたが、平成27年3月からは処理方法を固形燃料化処理に変更し、処理は倶知安町の民間事業者へ委託しています。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、羊蹄山麓（倶知安町を除く）6町村で共同運営し、蘭越町にある破砕処理施設で破砕処理を行っていましたが、平成30年4月から倶知安町の民間事業者の施設に埋立処理しています。

(7) 資源物リサイクル推進事業

資源ごみとして分別排出される資源物は再商品化（リサイクル）されますが、これに係る収集運搬や選別処理、一時保管には多額の費用が必要です。

町では再商品化に係る資源物等分別保管を町内業者と、また、再商品化を請負う（財）日本容器包装リサイクル協会などと委託契約しています。

なお、役場裏に資源ごみ保管庫を設置し（12月31日～1月5日を除く）資源ごみの受入を行っていますが、資源ごみ以外に「粗大ごみ」や「燃やさないごみ」が出されており、ルールが守られていないごみの量が増えています。

(8) 一般廃棄物最終処分場の維持管理

一般廃棄物最終処分場は、当初、平成21年6月に満了となる計画でしたが、ごみ分別の徹底や不燃・粗大ごみの破砕処理により、埋立て量の減量化が図られ、今後2年ほどの供用年数の延長を見込んでいます。

また、可燃ごみの固形燃料化処理の開始により、焼却灰の埋立はなくなりました。

なお、平成30年4月から民間事業者の施設に埋立処理しているため、ニセコ町の施設には埋立していません。

・一般廃棄物最終処分場の運用実績

年度	焼却灰	破砕不燃物	計	備考
平成29年度	0 t	104 t	104 t	埋立容量 4,208 m ³
累計量	1,103 t	1,357 t	2,460 t	残余容量 572 m ³

(9) 廃棄物処理対策の検討と啓発

ごみの減量化と適切な処理を進めるため、町と町民のみなさん、事業者のそれぞれが役割を分担・協力するよう基本条例で定められています。

国では、一部の家電や自動車のリサイクルなど、さまざまな廃棄物の再資源化を進めており、町でも燃やすごみの固形燃料化処理への変更など、ごみ処理の方法を変更するときは、広報やチラシ、ホームページなどでお知らせしています。

(10) 不法投棄廃棄物対策

「不法投棄」については、地域のみなさんや職員の通報により不法投棄物の回収・処理をしていますが、なかなか減りません。また、外でごみを燃やす「野焼き」についても毎年数件ですが発見されています。

なお、「不法投棄」、「野焼き」とも警察の捜査により実行者が特定され罰則が科せられた事例があります。

(11) 環境美化巡視とクリーン作戦

町職員による環境美化巡視のほか、5月と10月（10月は雨天中止）を「町内ぐるみの美化清掃月間」として、各自治会、学校、ボランティア等の協力により清掃活動を実施しました。

(12) 衛生組合連合会事業

各自治会の衛生組合長で組織する衛生組合連合会では、町と連携し環境・衛生意識の普及、清掃活動を行っています。

また、各地区において管理をお願いしていますダストボックスのペンキの塗り替えなど衛生組合長の協力により維持管理を行っています。

(13) 食品衛生事業

町では、倶知安地方食品衛生協会に加入し、食中毒の防止や食品衛生の普及対策を行っています。

平成29年度の「食中毒警報」は、7月7日から8月23日の間に7回発令され、町のホームページとラジオニセコによりお知らせしました。この間、町内では食品に関する事故はありませんでした。

食中毒防止のため、今後も関係機関と連携した取り組みを進めます。

(14) 畜犬対策と動物愛護

北海道より委譲された狂犬病予防法に基づく犬の登録管理（随時）や予防注射（6月）を実施しています。また、ニセコ町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づいて、年間三期の野犬掃とうを実施しましたが、該当する事例はありませんでした。

・犬の登録数

平成28年度末	新規(+)	転入(+)	転出(-)	死亡(-)	平成29年度末
382頭	24頭	9頭	2頭	55頭	358頭

(15) 火葬場機能向上改修事業

火葬場は昭和61年建設以来32年が経過していますが、平成25年度に地下水調査を実施し、除鉄により使用可能な水源が確保できたため、火葬場の機能向上改修に向け、平成26年度に改修工事に係る基本設計、平成27年度に実施設計を行い、平成28年度から平成29年度にかけ給用水用井戸建屋建設、給水設備、排水設備（浄化槽）の設置、洋式トイレへの改修、待合室の拡張、火葬炉のセラミック炉への改修工事を行い、ニセコ斎場として平成29年度末から使用を再開しました。

(16) ニセコ斎場の維持管理

斎場については、火葬設備や屋根塗装の改修、周辺整備や霊台車の更新など、設備の定期点検に基づく適切な使用に努めるとともに計画的な営繕により維持管理してきました。火葬業務は引き続き民間事業者へ委託し運営しています。

・ニセコ斎場の使用状況

年度	使用回数	(うち町外者)	月平均使用回数
平成29年度	15回	(1回)	1.1回
平成28年度	48回	(9回)	4.0回

(17) 墓地の維持管理

中央墓地及び5か所の地域墓地については、適正な使用（許可）管理を行っています。また、清掃・草刈など日常的な維持管理については、民間事業者へ委託して行っています。

なお、平成20年度に新規造成した中央墓地の53区画については、29年度末現在で残り22区画となっています。

農林業

(1) 林業の振興

森林組合と連携しながら、伐採跡地や荒廃林などの民有林を対象として「未来につながる森づくり推進事業」を継続し、支援しました。また、民有林の除間伐を促進する町独自の除間伐奨励事業を実施しています。

町では、豊かな自然環境の保全や水源涵養等の本来の森林機能を維持することと将来の財産形成を目的として町有林の整備を実施されています。平成29年度は、町有林内の森林の保育・育林事業として除伐13.82haのほか、作業道の支障木の伐採や草刈を実施しました。

2. ニセコの地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します

生活環境

(1) 地域の情報化（高速通信環境の充実）

ニセコ町における光ファイバー網施設（高速通信網）は、町が所有し、通信事業者に貸付けてサービス提供を行っています（IRU契約）。初期整備（平成16年）を行った川北・アンヌプリ・東山地区については、整備から10年が経過し、過疎地での通信網整備という初期目的を達成したものと考え、施設の民間移譲を検討しておりますが、平成30年度に設備の移管を進めるべく民間事業者側と課題の洗い出し作業を行っております。

(2) コミュニティFM事業

情報共有、防災機能強化の一環として、ラジオニセコに対し、補助金による継続支援を行いました。

①平成30年4月末 配布状況

世帯：1,620/2,556 事業所：178/185 配布率：65.6%

②未設置世帯への対応

広報誌への掲載、ラジオニセコでの呼びかけ、町民生活課・上下水道課と連携し、設置されているか否かの声かけを必ず行い、広報広聴係と連携します。

コミュニティFMについて

平成20年12月の「そよかぜ通信」廃止以来、役場からの行政情報や防災情報のほか、地域のコミュニティ活動を情報面から支援し活動の活性化に寄与できる、コミュニティFM「ラジオニセコ」を平成24年3月31日に開局しました。ラジオ局開設にあたっては、放送局の開設準備、放送施設に係る設備を町が整備し、放送局の運営は法令により町が実施できないことから、株式会社ニセコリゾート観光協会が行っています。

町では、緊急告知付きラジオを町民世帯と町内事業所に無償貸出を行い、災害時等における緊急情報の発信により、いち早く住民に対する防災情報の伝達が可能となりました。そのため、実際の防災に備えて、防災ラジオ緊急等試験放送と職員の訓練目的で割込み放送を定期的に行っています。

(3) にこっとBUS（デマンドバス）の運行

平成29年度も無事故で安全運行ができました。

平成28年度から地域交通の最適化を目指し「ローカルスマート交通構築事業」に取り組んでいます。平成29年度は、調査結果を参考に冬季に混雑する路線の貸切バス運行試験を実施し、2～3月には減少傾向にあった乗車人数が増加に転じ、また予約等のお断り件数が減少するなど、一定の成果が見えました。

・にこっとBUS乗車実績

（4月～3月まで）

年度	乗車件数(件)	乗客数(人)	日平均乗客数(人)
平成27年度	15,601	19,389	53
平成28年度	15,280	18,445	51
平成29年度	14,610	17,521	48

(4) 生活バス路線の維持費補助

町民の交通手段として必要な生活バス路線への町の補助は、にこっとBUSの運行により、対象路線を蘭越町とニセコ町を結ぶ1路線（福井線）のみとしています。両町の路線距離に応じ、路線の運行事業者であるニセコバス（株）に国の基準に準拠して両町からバス路線維持費補助金を支出しています。

(5) 北海道新幹線及び北海道横断自動車道の建設促進

①北海道新幹線

新幹線のトンネル掘削にかかるニセコ町内工事（鉄道・運輸機構）は、順調に進捗しています。

トンネル掘削に伴う残土の受け入れ地については、鉄道・運輸機構と協力し選定作業を進め、現在町内3か所の受け入れ地のうち2か所への搬入が終了し、残りの1か所に搬入されています。以後、候補地の調査や工事進捗に伴い、順次搬入作業を進めます。

北海道新幹線開業へ向けた動きが加速する中で、北海道新幹線並行在来線対策協議会、後志ブロック会議も設置されており、今後とも並行在来線の存続を求めて情報収集や意見交換等を含め、沿線各自治体連携のもと協議検討を進めます。

また、北海道への新幹線開業効果を広域波及させるため、後志総合振興局が主催する後志地域二次交通検討会議にも参画し検討を進めています。

平成24年 6月	北海道新幹線新函館北斗－札幌間の整備新幹線着工認可
平成24年11月	事業概要説明。以降、測量やボーリング調査等を実施。
平成25年12月	昆布トンネル（桂台工区）工事発注
平成26年12月	” 着工
平成27年 2月	昆布トンネル（宮田工区）工事発注
平成27年12月	” 着工
平成28年 3月	北海道新幹線 新青森・新函館北斗間開業
平成29年 2月	ニセコトンネル工事発注
平成30年 7月	” 着工
平成32年度～	羊蹄トンネル掘削開始予定
平成42年度	開業予定

②北海道横断自動車道

平成23年5月に北海道横断自動車道（黒松内～余市）の計画段階評価を踏まえ、同年12月には、社会資本整備審議会道路分科会北海道地方小委員会において、2段階方式で着工する整備方針（余市－倶知安間を先行整備する案）が了承されました。

平成26年3月、同小委員会により、地域における道路の位置付けや役割を確認した上で事業実施環境（都市計画、環境影響評価等）が整っている箇所のうち、各事業の事業効果や緊急性、予算の状況等を踏まえ、国道5号の倶知安余市道路（共和～余市）が新規事業箇所として採択され、平成28年5月に着工しました。

さらに、平成28年3月、共和－倶知安間が新規事業採択となり、平成28年度から調査測量が開始されています。平成29年3月には小樽ジャンクションがフル規格による計画変更が決まりました。

なお、本町としては、採択された共和一倶知安間の早期着工を要望するとともに、倶知安～黒松内間の早期整備について、国道5号の現道活用によるスムーズな運行を可能にするため、拡幅や路盤の整備などを要望しています。今後も精力的に情報収集等に努め、早期着工へむけて取り組みを進めます。

(6) 定住促進用地整備事業

住宅不足解消と定住促進のため、字中央通に誘致した民間集合住宅として、「LEE SPASE ニセコ駅前（102戸）」が完成しました。

(7) 道路など

より良い住民生活の実現と、経済・社会活動の活性化を図る上で必要不可欠な道路環境の整備と、冬期間においても安全な道路交通を推進するため、道路改良舗装事業や除雪対策事業を行い、生活環境整備に努めました。

- ・町道整備状況（平成29年度末現在）：188路線 実延長180km
改良率66.1%
舗装率62.7%

①道道の整備

北海道において道道ニセコ停車場線の歩道整備工事が平成27年度より着工され、平成29年度において最終年となる400mの工事を実施し、本事業にかかる整備計画延長996mの歩道が完成しました。

②町道の整備

国の交付金事業を活用し、町道羊蹄近藤連絡線の歩道整備を進めています。平成29年度において60mの歩道整備工事を施工し、これまでに1,020mの歩道が整備されました。また、町道近藤十線通の改良舗装工事160mを実施しました。

その他、大雨による被災復旧工事や小規模な道路附帯工事など安全な道路交通網の整備を進めるとともに道路施設の長寿命化を目指し、道路付帯施設の補修や改修に努めました。

③道路維持管理事業

町道における側溝の清掃整備、砂利道路及び舗装道路の維持補修、区画線（センターライン）補修など地域住民の安全走行確保のため、日常的に道路点検を行い道路の維持管理を実施しました。町道の草刈については、年2回を基本に実施し、一部の道路やガードケーブル周辺など、資源保全推進会の協力を得て、道路交通の安全確保に努めました。

④橋梁の整備

橋梁の長寿命化を図るため、平成25年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の点検・設計・工事を国の交付金事業の採択を受け施工しています。平成29年度は芙蓉橋（3年目）の補修工事と橋梁点検を実施しました。

(8) 河川・公園の維持管理

普通河川のパトロールを行い、強風や大雨による倒木処理など地域住民の安全・財産確保のため、維持管理を行っています。

公園の管理は、農村公園（ちびっこ広場）、曾我森林公園（東啓園）、有島記念公園、有島小公園、本通小公園、ニコまる公園、キラりん公園等の維持管理を行いました。また、町内公園などの遊具点検を行い、必要に応じて修繕を実施しております。

(9) ヘリポートの維持管理

公共用空港として供用しているニセコヘリポートの維持管理を航空法等に基づき適正に行っています。前年度同様冬期間の閉鎖を行い、年間の離着陸の利用状況は、述べ52回となっています。なお、平成30年6月末日をもって公共用としての空港を閉鎖します。

(10) 公営住宅の整備

本町では、「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」及び「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した公営住宅を時代のニーズにあった公営住宅への再生を進めています。平成29年度は、新有島団地1号棟8戸の長寿命化型複合改善工事を実施し、住環境の改善を図りました。また、望洋団地2棟18戸のベランダ防水工事を行い、耐久性の向上を図りました。

・町営住宅種別管理戸数

(平成29年度末現在)

種別	区分(戸数)	合計
公営住宅	本通A団地(65)、本通B団地(11)、有島団地(20)、西富団地(8)、富士見団地(36)、新有島団地(32)、中央団地(48)、望羊団地(72)、綺羅団地(20)	312戸
特定公共賃貸住宅	のぞみ団地(28)、本通A団地(12)	40戸
その他	コーポ有島(48)	48戸
合計		400戸

(11) 公営住宅の維持管理

公営住宅の老朽箇所について点検確認を行い、維持管理の効率化と入居者が、安全で快適な生活ができるよう必要な営繕工事、修繕を行っています。また、新有島団地、綺羅団地、有島団地の一部、コーポ有島の火災警報器の取り替え工事(10年毎)を実施しました。

(12) 住宅における耐震改修

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成19年度に「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定し、平成28年度に計画の見直しを行っています。町民に対し、耐震改修の重要性について普及啓発を行うなど、町民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、より一層の耐震化の促進に取り組みます。

(13) 除雪対策事業

冬期間の安定した生活路線確保のため、民間事業者への全面委託により除排雪を実施しました。また、生活道路除雪費補助として、24団体に道路除雪費の一部を補助しました。このほか、高齢者6世帯の私道除雪を行っています。なお、本年度は記録的な大雪のため大幅な増額補正により対応しました。

平成29年度除雪延長：町道ほか 117.6km

3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います

エネルギー

(1) 役場庁舎など10施設の新電力導入について

電力自由化に伴い、一般電気事業者（北海道電力）から特定規模電気事業者（P P S）に電力の供給を切り替えることが可能となっています。本町ではエネルギーの地域内循環の観点から、王子製紙尻別川第一・第二発電所をエネルギー拠点に持つ、王子伊藤忠エネクス電力販売株式会社（以下、エネクス）と下記の10施設の高圧部分について契約を結び、平成28年4月1日から供給が行われました。

導入施設：役場庁舎、ニセコ町民センター、下水道管理センター、ニセコ小学校、ニセコ中学校、ニセコ高等学校、総合体育館、有島記念館、幼児センター、学校給食センター

施設	北電(H27年度実績)		エネクス(H29年度実績)		比較	
	使用量(kWh)	料金(円)	使用量(kWh)	料金(円)	使用量増減%	料金増減%
ニセコ町役場庁舎	67,600	1,577,121	70,772	1,521,566	4.7%	△ 3.5%
ニセコ町民センター	143,257	3,559,876	154,173	3,345,307	7.6%	△ 6.0%
下水道管理センター	218,278	4,587,820	220,881	4,586,334	1.2%	△ 0.0%
ニセコ小学校	46,447	1,318,792	46,001	1,352,556	△ 1.0%	2.6%
ニセコ中学校	58,506	1,781,783	59,368	1,407,595	1.5%	△ 21.0%
ニセコ高等学校	38,684	1,329,117	43,716	1,098,399	13.0%	△ 17.4%
ニセコ町総合体育館	62,295	1,610,345	65,633	1,508,132	5.4%	△ 6.3%
有島記念館	121,655	2,917,212	152,379	3,383,941	25.3%	16.0%
幼児センター	72,300	2,184,767	75,870	1,919,531	4.9%	△ 12.1%
学校給食センター	166,770	4,785,928	168,339	4,131,244	0.9%	△ 13.7%
合計	995,792	25,652,761	1,057,132	24,254,605	6.2%	△ 5.5%

(2) J-クレジットの取り組みについて

平成26年及び平成27年にLED化した町の街路灯と平成25年～平成27年にLED化した町内会の街路灯分のCO2削減分72t-CO2/年、8年間分の72t/年×8年分=576tが、平成29年10月31日にJ-クレジット制度管理者（経済産業省・環境省・農林水産省）から認定されました。今後、観光施設やイベントのCO2排出量のオフセットなどの活用を検討します。

(2) 住宅省エネルギー改修補助事業

ニセコ町内における家庭からの二酸化炭素排出の削減を図るため、住宅の省エネルギー改修工事を行う者に対して補助金を交付し、環境負荷低減の促進を図ります。なお、平成29年度の補助実績はありませんでした。

4. ニセコならではの環境と調和した農業をつくります

農林業

(1) 農業委員会委員の活動

平成29年度は、農業委員の改選期にあたり、農業委員会法に改正によりこれまでの公選制から市町村長の任命制に変更されました。これによりニセコ町においても農政課と連携して委員選考を行い、新たに13人（中立委員3人を含む。）の農業委員が議会の同意を得て任命されています。また、平成29年度における総会は11回開催し、農地法等の法令業務である農地の権利移動についての許認可や農地転用等の業務、農業振興に関する業務である農地の利用調整等の業務を行いました。

農業委員会では、農政課などと連携を図り、農地の現状把握を行い、農地法などの関連法令の適正な運用に努めており、耕作放棄地の解消、優良農地の保全・確保などの取り組みを進めています。また、農地法第4条及び第5条の権限委譲と事務委任による農地転用事務の適正な執行、農業委員会業務の「見える化」についても活動計画の策定やその点検と評価を行い、農地管理を徹底しています。農地中間管理事業や農地台帳の法制化に伴う農地状況の公開を進め、農地フル活用へ向けた取り組みを引き続き行ってきました。

平成25年度から開始した農地賃借料の一部を助成する「ニセコ町農地流動化促進事業」についても、農地の有効利用と農家経済の活性化を図るため、適正な運用を行い、営農環境改善に向けた取り組みに努めています。

持続性ある地域の発展のため、地域の担い手確保が重要と位置づけており、担い手の生活基盤の安定化を図るべく、農業や商工業従事者などの花嫁対策についても引き続き取り組んでいます。

(2) 国営緊急農地再編整備事業の推進

町では、優良な農地と豊かな景観を未来に引継ぎ、基幹産業である農業の振興からなる地域の活性化のため、国営緊急農地再編整備事業を強力に推進しています。

本事業では、農用地の大区画化や汎用化、水利施設の近代化を進め、農業生産の向上を図るとともに、農用地の集団化や担い手への利用集積を進めます。

平成29年度は、区画整理工事に着手して3年目となり、3年間で252haの工事を実施しました。事業主体である北海道開発局や北海道、地元促進期成会と連携し、事業の円滑な推進とともに受益者負担の軽減や通年施工時の所得補填など、国の制度を利用した対策を進めています。

また、小規模な土地改良事業や農地・農業施設災害復旧についても、湿害対策や近年の異常気象に対応するため、明暗渠掘削特別対策事業、農業用水路補修事業、農地等災害復旧単独事業など町独自の対策を推進しています。

(3) 環境と調和した安全で安心な農業の推進

環境と調和した安全・安心な農業の推進のため、土づくり実践対策を基本に良質堆肥の安定供給と土壌診断による効率的な栽培など、クリーン農業の推進と農村環境の保全、多様な農畜産物の生産・流通促進に取り組みました。

堆肥センターを核とした「地域循環型クリーン農業」の実践に重点的に取り組むため、老朽化の進んだ設備の改修、施設の維持管理、完熟堆肥購入費及び原料の確保、運搬費の助成に加え、土壌診断事業と残留農薬対策の継続を図りました。

クリーン農産物の生産と流通促進では、消費者に信頼される生産地の責任として、YES! clean など有機資源を用いた認証制度の普及を促進し、安心・安全な農産物の生産と供給実現への取組みを支援しています。本年度も、町内の約9割で取り組まれているイエスクリーン認証米の生産対策として10アール400円の補助に加え、低タンパク米の出荷実績に対し、60キロ200円の補助を実施しました。また、酒米の更なる振興を図るため、新たに60キロ200円の補助を実施しました。

また、環境保全に根差した農業の確立のため、1団体(2戸の農業者で構成)が環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組みました。

(4) 収益性の高い地域農業の確立

畑作では、土づくりを基本にした適正輪作を推進することにより、計画的な作付け、安定的な品質と収量の確保、高収益野菜などを組み合わせた経営の複合化を農業者と共に取り組んできました。昨年度に引き続き、緑肥作物奨励事業に取り組みました。また、農業機械等導入による営農効率化のため、担い手確保・経営強化支援事業(融資主体型補助事業)や畑作構造転換事業における予算確保をして、機械導入補助を実施しました。

今後も、農業者の規模拡大への支援、経営の効率化など、農業者の経営を支援する取組みを推進します。

水田では高品位米の低コストによる安定生産栽培に加えて、消費者ニーズに呼応した安心・安全ブランド「とっておき米」の酒米の「きたしずく」「彗星」の活用促進を行い、産地確立と売れる米のブランド化を引続き推進しました。

経営所得安定対策の実施については、地域農業再生協議会を交付金の申請事務や支払手続の窓口とし、販売価格が生産費を恒常的に下回っている米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴薯、そば等に対する補填を行いました。

(5) 多様でゆとりある地域農業の確立

安定的な農業経営確立のためには、意欲ある担い手への農地利用集積と生産基盤の近代化が不可欠と考え、農業委員会と連携を図り、優良農地の確保や離農者からの農地のスムーズな移動など農地流動化を推進しています。

農業・農村環境の維持保全のため「多面的機能支払交付金事業(旧農地・水保全管理支払交付金事業)」を継続し、地域住民を交えた町内8地区の地域活動組織による共同活動を支援しました。

また、平坦地に比較して生産条件が不利な農地の生産活用と適正な維持管理を図る

ため、中山間地域等直接支払制度を活用し、地域活動の取り組みに対して町内3地区に対し支援しました。

このほか、認定農業者や農業生産法人の育成支援等、引き続き農業経営の体質強化に努めています。

(6) 地域ぐるみで担い手の確保

農業者の高齢化の進行により、後継者や地域の担い手対策は喫緊の課題となっており、関係機関と協力して担い手確保へ向けた取り組みを推進しています。特に新たな参入者などに対しては経営が安定し、持続的に営農していけるように育成支援を積極的に推進しました。また、就農者に対する新規就農資金制度や農業次世代人材投資資金(旧青年等就農給付金)の適正な給付、各種研修制度等の継続、中核的担い手となる認定農業者の新規認定及び更新、指導農業士・農業士の育成、農業青年会活動の促進に努めました。

(7) 畜産振興

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産と家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上を推進するため、酪農ヘルパー制度の運営や乳牛資質向上対策の支援、家畜伝染病対策など、引き続き良好な畜産環境の維持に努めました。また、町営集約草地と堆肥センターの維持管理を行いました。特に、老朽化が激しい堆肥センターについては、タイヤショベルの更新などを行い、運営に支障のないよう改善を進めました。

また、JAようてい地域の関係者が連携して地域全体で収益性の向上を図るための広域畜産クラスター協議会に参画し、酪農事業者への支援を引き続き行っています。今後も、畜産環境の整備と生産性の向上を目指して、協議会を軸にさらなる振興させます。

5. 商工業と農業、観光業との連携を進め、地域産業の活性化を目指します

農林業

(1) 農業と観光・商業が連携した地域産業の創造

本町の「農業」と「観光・商工」部門は多面的な協力・補完関係にあることから、地域内での相互連携を強めています。平成29年度も、JA水稻生産組合ニセコ支部やニセコリゾート観光協会、田中酒造株式会社と連携し、ニセコクリーン米の地域ブランド化や地酒「蔵人衆」の販売促進を行いました。また、酒米活用の推進では、ニセコ町産酒米を活用した純米大吟醸酒「蔵人衆」、純米大吟醸「どぶろく」、新米新酒の販売、蔵人衆の「黄麴の甘酒」の販売などに取り組み、酒米の里づくりを推進してきました。

さらに、農業者の6次産業化を推進するため、昨年度策定した6次産業化市町村戦略に基づきニセコ町6次産業化・地産地消等推進協議会を1回開催しました。

引き続き、ニセコ町農産物の消費拡大や地産地消のシステムづくりを推進しています。また、ニセコ農観連携協議会を通して、国の支援を受け、農産物のブランド化、認証制度、産品開発等の事業を展開しています。

商工業

(1) 地域産業振興

本年度も事業所等の開設が相次ぎましたが、代表者の変更や高齢化などの理由による廃業もあり、商工会の会員数は昨年より1事業所増の182事業所（3月末）となりました。昨今、さまざまな変化が地域内で起きていますが、町では地域内での経済循環を重視しつつ、ニセコ町商工会が実施する地域内事業者の経営活動を支援する事業を支援しました。また、ニセコ綺羅カード会が実施した運用システムの更新についても、その費用の一部を助成し、利用者の拡大による商業振興を図りました。

このほかにも、中小企業の経営安定のため、金融機関や北海道信用保証協会と連携して中小企業特別融資事業を実施しています。

(2) 創業や事業継承の支援

地域内における経済循環を強化するため、継続して地域内に拠点を持つ事業者の増加に取り組みました。町では、国の認定を受けたニセコ町創業支援計画により、ニセコ町商工会、地域金融機関（日本政策金融公庫、北海道信用金庫、北洋銀行）、ようお願い農業協同組合ニセコ支所、(株)ニセコリゾート観光協会、小樽商科大学と連携して、創業支援相談窓口の開設、ビジネスセミナーの開催など、地域内での起業意向を促進してきました。また、起業や新たな事業に取り組む事業者に対し、事業所の改装等の費用の一部を助成するニセコ町にぎわいづくり起業家等サポート事業を実施し、資金面での支援を行っています。平成29年度はパン製造業の事業継承1件、飲食店の新

設2件、フラワーショップの新設1件、スキー工場の新設1件の計5件の事業が対象となりました。

(3) 企業進出に対するきめ細かな対応

ニセコ町のブランド化が進む中で、個人から各種企業まで、ニセコ町への進出相談が増加しています。平成29年度においても、飲食店、集合住宅建設や物販など、各種企業等から相談が寄せられました。

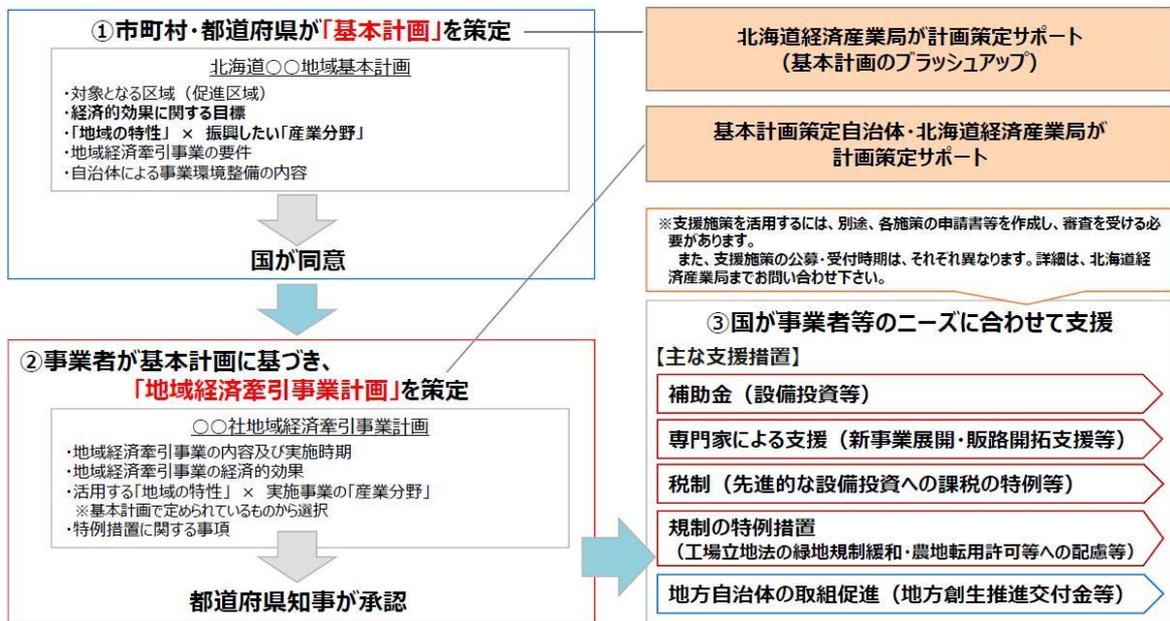
インフラ整備など、相談対応に当たっての課題も多くありますが、地域の経済循環、雇用創出、働き手不足の解消など、様々な観点を踏まえ、きめ細かに相談対応を行いました。

(4) 企業誘致・生産性向上の取組状況について

ニセコ町への企業誘致については、これまで「企業立地促進法」に基づく取り組みを進めており、ニセコ周辺地域産業活性化協議会及び地域産業活性化計画（基本計画）によって本地域（広域8町村）での企業誘致の体制を整えてきました。

しかし平成29年度からは、「地域未来投資促進法」による取り組みに移行となり、町単独として計画を策定しました。

地域未来投資促進法は、地域の特性・強みを活用し、経済波及効果が期待できる事業を促進するものであり、本町の計画においては観光関連事業を地域牽引事業と位置付けました。町の計画に基づき事業者が策定する「地域経済牽引事業計画」の承認（北海道知事承認）を受けた事業が国による補助などの支援対象となります。



地域未来投資促進法 [事業スキーム図]

6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます

観光

(1) 観光客の誘致

平成29年には167万人の観光客がニセコ町を訪れ、宿泊延べ数は62万泊でほぼ前年並みの入込数になっています。そのうち、外国人観光客は13万4千人が来訪し、宿泊延べ数は21万8千泊と増加し続けています。昨今、冬期間においては宿泊施設の収容的な限界から頭打ちになってきていますが、夏休みを除く夏期間には余裕があり、この時期の集客が課題となっています。各所から注目をしていただいている昨今、名前を売るPRではなく、しっかりと地域情報を発信することで、観光客がニセコを目的地として考えてもらえることが重要です。町では広域エリアで発行しているパンフレットを共同で作成するほか、その中では不足する情報を補完するパンフレット類を作成しました。

また、地域内で開催される各種イベントやMICE開催などについて支援を行い、さまざまな人が集まる仕組みづくりに取り組みました。

(2) ニセコ町観光魅力アップ事業

民間事業者等の活力・発案を生かし、新たな観光資源の創出や魅力向上が図られると認められる事業について補助していますが、平成29年度は利用実績がありませんでした。

(3) 観光客受け入れ環境の整備

冬季の来訪者の多くは公共交通機関を利用して来訪していますが、ニセコ駅から地域内に移動する交通手段が限られています。そのため、ニセコリゾート観光協会が宿泊事業者やバス運行事業者と協力して実施する周遊バスの運行を支援し、地域内交通手段の確保に努めました。

また、観光案内所を道の駅ニセコビュープラザとJRニセコ駅の2か所に開設し、その業務を(株)ニセコリゾート観光協会に委託しました。観光協会は、自社で行っている旅行商品販売等の業務と組み合わせることで、来訪者にはよりきめ細やかなサービスを提供しました。

この他にも、宿泊施設が集中する東山・アンヌプリ・モイワ地区を中心に、道路沿いに花の植栽する地域活動を支援するなど、受け入れ環境の整備について取り組みました。

(4) 観光地の安全対策

雪崩による事故を防止し、ニセコを訪れるスキー客の安全を確保するため、雪崩情報の提供などを組織的に行っている「ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会」の活動費の一部を負担しました。

平成29年度は12月において記録的な積雪となり、雪崩事故が危惧されましたが、

協議会で取り組む「ニセコルール」の運用を徹底し、スキー場などの事業所の協力を得て雪崩による死亡事故は発生していません。今後も地域の重要なルールとして広く浸透を図り、正しい認識を醸成していく必要があります。雪山の安全対策は重要な施策であり、引き続き関係機関と連携して取り組みます。

(5) 観光振興活動、体制の支援

観光客に選んでもらえる観光地になるためには、地域の魅力をしっかりと作りあげ、それを持続させることが必要です。町では地域のさまざまな人たちが参画するイベントやその実施を支援する体制づくりに努めました。

また、新たなニセコの魅力を確立するため、ニセコの星空を題材とした観光コンテンツづくりに取り組みました。

(6) 広域観光の取り組み

蘭越町、ニセコ町、倶知安町の3町による「ニセコ観光圏」による広域の取り組みを進め、PR活動や満足度調査など共通施策のほか、ニセコリゾート観光協会による着地型旅行商品の造成やニセコ駅前などに設置している鳥瞰図のリニューアルなどを行いました。

また、倶知安町と連携して進めている「ニセコ観光局」においては、目的税についての課題検討などを行いました。

(7) 観光施設の運営管理

町内には道の駅ニセコビュープラザ、綺羅乃湯や五色温泉インフォメーションセンターなど多くの観光施設があります。これらの施設を適正に管理運営し、たくさんの観光客が安心して快適に利用できるよう努めました。

なお、綺羅乃湯の泉源については、井戸内のパイプの腐食が著しく、このままでは使用できなくなる恐れがあるため、新たな井戸の掘削について検討しています。

(8) 観光大使等の設置

ニセコ町を応援する著名人等をニセコ町観光大使として任命しています。現在、落語家の林家木久扇さんのほか、東京ニセコ会役員10名が観光大使として活躍しています。この他に、ニセコの温泉を広く紹介していただく温泉大使に、久世進さん（温泉アナリスト）を任命しています。

また、首都圏においてニセコ町に関わりのある人たちとの交流を促進とPRを行うため、東京ニセコ会の活動を支援しました。

(9) 中央倉庫群の再活用について

ニセコ中央倉庫群については、6棟からなる倉庫群であり、現在、3棟を民間事業者（ニセコバス㈱、㈱小森スキー製作所、㈱北海道ライオンアドベンチャー）に貸与し、1棟を役場の倉庫として使用し、残り2棟を広場と合わせて指定管理者による管理運営を行っています。指定管理者が管理運営している「旧でんぷん工場」、「1号倉庫」及び「広場」については、平成28年7月の本格オープン以来、町内の各団体、

個人が各種イベントを開催するなど、地域交流施設として多様な活用がなされています。また、テレワークオフィスを整備し、都市部の企業によるテレワーク利用の増進を図っています。また、平成30年度からは関係事業者による「ニセコ中央倉庫群連絡会議」を設置し、事業者間の連携・協力の検討の場を設けます。

ニセコ町自治創生総合戦略では「ふれあいの場の確保」の事業の一つに位置づけています。

【指定管理内容】

- ①指定管理者 NPO法人 ニセコ倉庫邑（代表理事 松田 裕子）
- ②指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- ③対象施設 旧でんぷん工場、1号倉庫、広場

【指定管理施設利用状況】

月	H29	H28	H29 実績の主な利用
4月	518	-	温泉ソムリエ認定セミナーなど
5月	715	-	狩太座ライブなど
6月	982	-	札幌藻岩高校宿泊研修など
7月	1,775	2,331	ニセコ倉庫邑、エコナイトカフェなど
8月	2,911	667	ニセコキッズフェスティバルなど
9月	782	1,256	地域活性化センター地方創生実践塾など
10月	1,169	701	ニセコハロウィン、エコナイトカフェなど
11月	935	1,088	札幌開成中学習研修など
12月	857	712	ニセコ雪崩ミーティングなど
1月	251	403	謎解き宝探しゲームなど
2月	756	444	ニセコジャポニカ 2018 など
3月	594	698	狩太座ライブなど
合計	12,225	8,300	
月平均	1,019	922	

(10) フィルムコミッション（映画誘致）の取り組みについて

平成29年6月に全編ニセコ町ロケ映画「single mom 優しい家族。（監督：松本和己、主演：内山理奈）」の撮影が行なわれ、施設の確保、ロケ現場の調整など、映画誘致に取り組みました。

なお、12月12日には、中央倉庫群1号倉庫（臨時託児所：旧でんぷん工場）で試写会を行い約190名（託児利用18名）の参加がありました。

7. 町民が共に学び合い、支え合う文化を育てます

学校教育

(1) 「ニセコスタイルの教育」を目指した施策展開

教育委員会では、町の教育振興政策の基本方向を定め、概ね10年間に渡る長期的な施策の柱・目標を設けたニセコ町教育振興基本計画を平成25年度から進めています。この計画は「平和で民主的な社会を築き、発展させる力を身につける教育の実現」及び「学びと出会いを広げ、豊かな人生を拓く生涯学習のまちの実現」を理念とし、「子どもの生きる力を育む」、「学校の教育力を高める」及び「学びの気運を育む」を基本方向として、9つの目標と前期5年間で取り組む36の施策により構成されています。

平成29年度は、前年度各施策の取組内容や目標の達成状況を整理、評価しながら、単年度の目標を定め、これをもとに計画5年目（前期施策最終年次）として各施策を展開しました。学校教育の重点施策として、過去2年間の調査研究を踏まえた「コミュニティ・スクール」導入、幼児センターから高校まで連続した一貫性のある教育活動の推進を柱に、小中学校が特に連携する「小中一貫教育」導入をそれぞれ進めました。コミュニティ・スクールでは、幼児センター及び町立学校4校に学校運営協議会（コミュニティ・スクール委員会）を合同設置し、関係法令に基づく協議、活動を開始しました。平成29年度の活動成果として、目標や今後の取り組みをまとめた「CSアクションプラン」を策定しています。また、一貫教育では教育委員会に配置したスクールコーディネーターを中心に、英語教育やふるさと学習の充実に取り組んでいます。

平成30年度から実施する教育振興基本計画後期施策の策定に向けては、前期施策評価を実施し、この結果を踏まえて9つの目標のもと25の新たな施策を樹立しました。このほか、計画の進行管理においては、教育委員の学校訪問による現況把握と意見反映、外部評価の実施などを通じ、教育委員会として実効性のある取組を進めています。

(2) 義務教育（小学校、中学校）

各学校では、保護者や地域住民の信頼と期待に応えるべく、自校の教育方針や教育計画、活動状況などの周知、情報提供に努めるとともに、学校評価を行いPDCAサイクルによる評価結果の活用を進め、学校改善、教育の質向上に取り組みました。この中で、子ども一人ひとりの「豊かな心と健やかな体の育成」、「生活習慣と社会性の育成」、「確かな学力の育成」のための各種施策に取り組んでいます。

「豊かな心と健やかな体の育成」では、人権教育や道徳教育などの教育活動のほか、体験活動や修学旅行先等での伝統文化体験や芸術鑑賞、国の全国体力・運動能力等調査などの活用による体力・運動能力の向上に取り組みました。

「生活習慣と社会性の育成」では、挨拶活動、外部人材による様々な特別授業や職業体験、国際交流、子ども議会活動などに取り組みました。

「確かな学力の育成」では、国が行う全国学力・学習状況調査に参加し、課題の検証を行いながら指導改善・工夫に取り組むとともに、チーム・ティーチングやアクティブ・ラーニングなどの具体的な学力向上策に取り組みました。また、国語力向上のため、学校図書室の活用や朝読書、読み聞かせの活動を進めるとともに、「あそぶっく」の協力を得て学校図書室支援員を配置し、学校図書室の改善や選書の充実などにも取り組みました。

特色ある教育の推進においては、幼児センター及び各町立学校に外国語指導助手を配置し、英語学習指導の充実を図るとともに、平成32年度からの改訂学習指導要領全面実施を前に、平成30年度からの小学校外国語先行実施に向けた教育課程編成等に取り組みました。また、学校ICT機器の運用とこれを活用した授業づくり、一人ひとりが個性を伸ばす主体的な複式教育の実践を図りました。さらに、特別支援教育では、小・中学校に特別支援学級を設置しながら、町単独の予算措置による特別支援講師を3名配置し、学校全体での指導充実に努めました。取組の中では、ニセコ町教育支援委員会を中心とした学校間や関係機関との連携、支援の充実を進めています。

(3) 町立高校（ニセコ高等学校）

ニセコ高等学校では、町立高校であるとの自覚のもとで地域と密接に連携した教育活動を進めるとともに、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、地域に信頼され貢献する学校づくりを進めています。平成29年度からは、家庭科選択科目にフードデザインを設けました。

農業科学コースでは、春の苗販売や農産品の販売会、農業実習などを通じ、学校と地域の交流、産業人材としての資質、能力向上の取り組みを行いました。観光リゾートコースでは、接客サービスなど町内の教育力を活用した外部講師による実習や産業現場実習などを通じ、社会に通用する力の育成を進めました。また、マレーシアYTLホテルズとの連携協定に基づき、2年生のマレーシア見学旅行やYTLホテルスクール生徒との交流などに取り組みました。

部活動では、高等学校定時制通信制体育大会において、卓球個人1名が全国大会出場を果たしました。また、農業クラブ活動では、日本学校農業クラブ全国大会の意見発表に1名、農業鑑定競技に2名がそれぞれ出場するなど、日頃の学習成果を発揮しています。

これら特色ある学校の取り組みについては、活動報告会の開催やラジオニセコでの広報などにより、町民の皆さんに広くその成果をお伝えすることに努めています。また、ニセコ中学校との連携など生徒募集活動の充実を図るとともに、学校振興に資するため平成28年度から国の高等学校等就学支援金を活用した授業料収納を行っています。

(4) その他の学校教育施策

学校教育の成果は教職員の資質・能力によるところが大きいため、教職員の資質と指導力の向上等を目的に教職員研修に取り組むとともに、飲酒運転根絶などの服務管理徹底に取り組みました。

学校運営に関わっては、児童生徒数の増加などに対応するため、教材備品類の配置やタブレットパソコン等学校ICT機器の整備、学校行事で使用するバス借上などを行ったほか、児童生徒健康診断や就学援助制度の適切な運用も行っています。また、児童生徒の安全に配慮しながら、効率的なスクールバス運行にも努めました。

児童生徒の安全確保については、交通安全・事故防止の運動、不審者情報への関係機関と連携した対応、「子ども110番の家」の協力を得た防犯模擬訓練、町の原子力防災訓練への参加などに取り組みました。このほか、ニセコ町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止やいじめが発生した場合の適切な対処に努めるとともに、スクールカウンセラーの配置等により学校における教育相談や生徒指導支援に努めました。

(5) 学校施設の維持整備

学校施設の維持管理、整備として、児童数の増加に対応するため、教室や倉庫増設などの内容により近藤小学校の校舎改修工事を平成28年度からの繰越事業として実施しました。ニセコ小学校においても、老朽化した変電設備を屋外に移設更新し、移設後の空間を教室として再利用するための改修工事を実施しました。また、災害時避難場所としての耐震化とともにトイレや暖房設備設置など機能向上を図るため、ニセコ高校屋内体育館耐震改修工事に向けた実施設計を行いました。

このほか各学校施設、設備について不具合の修繕を行うとともに、ニセコ高校については、食物調理実習室の機能向上工事、寄宿舎の煙突閉鎖及びボイラー更新工事などを実施しました。また、教職員住宅については、既設住宅の修繕を実施するなど適切な維持管理に努めています。

(6) 学校給食の充実

おいしく安心・安全で、栄養バランスを心がけた給食の提供に努めている給食センターでは、小学校から高等学校までの児童、生徒、教職員等に対し約92,600食（1日当たり約480食）の給食を提供しました。

使用する食材については衛生管理や安全確保はもとより、地場産の食材の積極的な活用を図ってきました。昨年度も、地元農家の協力により「キャベツ・小松菜」などを冬季に使用し、旬の時期の野菜や「メロン」などの果物も取り入れ、地場産野菜や山菜の献立も多く実施しました。

安心した給食の提供を積極的に行うため、安心できる産地食材の仕入れに努め、放射能の安全性にも留意し、安心した給食の提供を積極的に行いました。

また、栄養教諭による児童・生徒への栄養指導や「食育」に関する啓発に努め、望ましい食習慣を身につけ、食への関心を高めるよう努めるとともに、アレルギー児童に対し学校と保護者の連携を密にした対応をしました。

平成21年に新築したことを機会にドライシステム（床面乾燥方式）化された調理場は、衛生的であり、調理器具の電化による作業の効率化と安全性の向上、維持コストの軽減が図られていますが、永く効率的に給食を提供できるよう、施設や調理場の機器の点検を定期的に行い、劣化による更新、修理などの維持管理に努めました。平

成 29 年度は、今後の児童数の増加に対応するために食器等の消毒保管庫 2 基の増設を行いました。

今後も児童生徒数の増加に対応した計画的な施設設備の検討を行い、整備すると共に、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」を遵守し、より安全で安心、衛生的な給食の提供に配慮します。

社会教育

(1) 青少年健全育成、社会教育

生涯学習社会の実現のためには、町民の自主的、自発的な学習意欲こそが地域づくりの根幹を成すものといえます。平成 29 年度は、第 6 期ニセコ町社会教育中期計画（平成 27～31 年度・3 年次目）並びに執行方針に基づき社会教育事業を展開しました。第 6 期社会教育中期計画では、これまでの対象年代別の領域を見直し、より優先順序の高い内容のものを領域として整理し各種事業を展開します。

子育て支援体制の充実では、放課後の子どもたちの居場所づくりとして放課後子ども教室を前年度から引き続き週 2 回開催し、親子のふれあいや学習機会の場として各小中学校下において家庭教育学級、親子スポーツ教室の開催、子育てサークルへの支援の他、PTA 連合会への支援など親と子の繋がりを深める家庭の教育力向上に努めました。

読書活動については、NPO 法人あそぶっくの会が指定管理者として運営している学習交流センターを核として事業を展開しています。あそぶっくの会では、図書活動の充実を図るとともに、講演会など年間を通じてさまざまなイベントや行事を展開しています。これらの事業は利用者からの評価も高く、町民が集う交流施設として町民に浸透しています。また、「第 2 次ニセコ町子どもの読書活動推進計画」（平成 30～34 年度）を策定し、これらに基づき読書習慣、読書環境の整備を引き続き進めています。

多文化が交流する機会の充実として、各種スポーツ活動や有島記念館を中心とした芸術・文化活動のほか、青少年への芸術（音楽）鑑賞機会の提供、北海道が主催する中学生・高校生の研修事業への参加奨励を行っています。

地域を知る機会の充実では、豊かな心とたくましい青少年の育成に取り組むため、鹿児島県薩摩川内市を訪問する「少年の翼セミナー」並びに滋賀県高島市青少年交流・体験事業の受入れを行い、異なる地域の文化・歴史を学びリーダーの育成を図るための交流や学習を深めました。

この他、小学生を対象としたヘリコプター体験搭乗事業など、ふるさとを知るための取り組みを行いました。

高齢者の健康増進と見聞を広げるため、本年度も寿大学学習会を毎月 1 回開催し、運動会や研修旅行など、仲間と楽しく学習し交流する機会を設定しました。

芸術・文化

(1) 芸術文化活動を支援する

豊かな感性や創造性を育む芸術文化の普及・啓発に努める活動の核となる有島記念館では、藤倉英幸展をはじめとする企画展を8本開催したほか、第29回目となる有島武郎少年公募絵画展では250点の応募から94点の入賞・入選作品を選出し、1月4日に表彰式を行いました。

その他、企画展示に合わせて作家による講演会やギャラリートークの開催のほか、地域遺産周遊ツアー「ブラニセコ」や宮山登山会などを行いました。

芸術鑑賞機会の提供として、「大平まゆみ星座忌ヴァイオリンコンサート」、「野瀬栄進ジャズピアノコンサート」「能登谷安紀子ヴァイオリンリサイタル」など7本のコンサートを開催しています。

有島記念館では、これら一連の取り組みにより、平成27年度には、入館者数が9年ぶりに1万人を超え、平成29年度においても11,531人が来館し、広く有島の啓蒙と芸術文化の振興に資することができました。

有島記念館の活動以外では、町内児童生徒が書写・絵画・工作による作品発表の場として児童生徒作品展を文化まつりと同一日程で開催しました。

さらに、町民一人一人が自ら行う芸術や文化活動をより一層推進するため、文化協会、文化まつりへの支援などを積極的に行い、多くの町民の方に芸術に触れる機会を設けています。

スポーツ

(1) 気楽にスポーツができる仕組みを拡充する

社会体育事業では、各種スポーツ活動を通して、地域コミュニティー活動の推進や健康増進、余暇時間の充実、スポーツ活動の日常化などに努めています。

各種スポーツ大会は、前年度の反省をもとに各チームの意見やスポーツ推進委員の意見を反映しながら実施しました。また、各種スポーツ教室は、「1年生の水泳教室」など対象者の年齢層や体力、目的に応じたスポーツ教室を開催し、多くの町民が参加し満足できるように努めました。

さらに、元陸上短距離日本代表選手やスキーアルペン競技元オリンピック代表選手などスポーツ競技において、トップアスリートとして活躍してきた人を講師に招き、子ども達に対してスポーツ技術の指導や進路学習などの教室を開催しました。

また、冬季札幌オリンピック・パラリンピック招致に向けて、札幌市他関係自治体と連動して、現地でのIOC並びにJOC関係者等とのレセプションなどのアプローチ・交流活動並びに各種アルペン競技の会場設営・競技運営や会場への交通・輸送の状況などの視察として、平昌オリンピック並びにパラリンピックに町長、町議会議員、役場担当職員、スキー事業所職員等が参加しました。

地域特性を生かしたスポーツ活動として、町内3スキー場のご協力と町からの補助

額を増額することで、子どもたちのスキーリフトシーズン券購入価格を安価にすることができ、多くの子ども達がシーズン券を購入しスキーやスノーボードといった、ニセコならではのウィンタースポーツを気軽に楽しむことができるようになりました。

体育協会では、スポーツ少年団の活動を含め各競技団体での練習、大会参加、指導者育成、大会の開催などニセコ町のスポーツ活動の主軸となり活動を行っています。特に、積極的な少年団活動を支援するために、活動費に対する補助を行い、子どもたちのスポーツ活動を応援してきました。

ニセコマラソン大会は、マラソンフェスティバル実行委員会が町の補助金を受け、スポーツ振興とニセコ町を広く道内外にPRする活動として、1,417組の参加のもと開催する事ができました。

8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます

健康・医療

(1) 健康づくり

誰もが心身ともに健康で笑顔で暮らせるために、健康づくり対策の充実など必要な対策を講じ、高齢者が安心して暮らし、子ども達が健やかに成長できるよう健康づくり事業の向上に努めています。

①成人の各種健康診査

30歳以上の方を対象に、内臓脂肪症候群の増加を防ぎ、生活習慣病の予防のための特定健康診査と各種がん検診を実施しました。

対象者の12.2～19.5%が受診され、がん検診では精密検査結果からがんの早期発見者がおり、早期治療につなげることができました。

昨年度に引き続き、がん検診推進事業として、子宮がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券、大腸がん検診無料クーポン券を配布し、がん検診受診率の向上に努めました。

各クーポン券利用者は乳がん検診27.7%、大腸がん検診10.2%、子宮がん検診31.7%などで、乳がん検診では受診率が向上しております。

②乳幼児の健康診査

乳児・1歳6か月・3歳児など成長の節目となる時期の健康診査を実施し、対象児のうち66%～81%の乳幼児が受診しました。

就学前の相談機会として昨年度より5歳児健康診査を実施し、75.3%の幼児が受診しました。

健診未受診や発達支援の必要な乳幼児へは訪問支援や相談を行い、子育て支援センターと連携して健康管理や育児支援に努めました。

むし歯予防対策では歯科検診・フッ素塗布事業を年間2回、幼児センターではむし歯予防教室を4回実施し、継続した検診とブラッシング指導を行いました。

また、フッ化物洗口に於ける予防は、幼児センターにおいて年中児、年長児を対象に82人中28人が実施しました。

ニセコ町の1歳6か月児のむし歯罹患率（虫歯をもっている割合）は0%、3歳児は2.8%とむし歯の無い子が多い状況を維持しています。

③管理栄養士の配置

管理栄養士による健康・栄養相談、各種教室への参加、健康的な食生活に関する普及啓発活動を実施しました。生活習慣病予防料理教室の開催により高血圧予防の食事に関する調理実習を行うなど、本年は新たに幼児食教室及び食の安心安全料理教室を冬季地区巡回健康教室とともに開催し、食に関する知識や関心を高めました。

④妊婦さんの健康診査

妊婦健康診査は一人当たりの助成回数を14回に、妊婦健康診査に伴う超音波検査は6回助成しています。妊婦1人平均9.5回の助成券利用があり、受診回数も増え妊娠中の健康管理と、経済的負担軽減に役立てていただいています。

⑤不妊治療への助成

本年新たに、お子さんに恵まれず保険適応外の不妊治療を受けている世帯に対して自己負担の一部を助成する制度を設けました。

該当者は北海道特定不妊治療費助成事業の助成対象者となっていることが条件ですが本年度は申請者がおりませんでした。

⑥健康づくりの啓発・訪問相談事業

介護予防の視点からも働き盛り期の健康づくりが大変重要なことから、健康運動教室を開催し、参加者が運動の楽しさや継続効果を実感された内容で開催しました。昨年度より参加数は増加しており、アンケートや体力テストで運動実施による効果がみられています。

また、遠隔健康相談を社会福祉協議会への補助事業として継続実施し、参加者の血圧が下がる、運動歩数が上がるなど健康管理の効果が上がっています。

地区巡回健康教室は7地区65人の参加を得て開催し、地区内の交流と健康意識の向上を図りました。

⑦こどもの予防接種

乳幼児期の各予防接種は対象児の30.7%~86.6%が終了しています。

季節性インフルエンザ対策では、19歳未満の方に、ワクチン接種費用の無料化を行い感染症の予防に努めました。対象児の41.2%が予防接種を受けています。

⑧大人の予防接種

季節性インフルエンザ対策では、19歳~64歳の非課税世帯対象の方と65歳以上の高齢者の方を対象に、ワクチン接種費用の無料化を行い感染症の予防に努めました。65歳以上の方の接種率は、45.3%となっています。

予防接種法の改正で高齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種に導入されたため、費用の一部助成を行いました。接種率は39.9%でした。

⑨健康づくり推進活動

ニセコ町民健康づくり推進協議会や保健委員会を各1回開催し、健康づくり施策の現状やあり方について意見交換を行うなど、関係機関や地域の方々と一緒に推進する機運を高めてきました。

⑩保健医療施設整備

町民が安心して、必要かつ質の高い医療が受けられるよう、倶知安町を中心として近隣町村とともに、救急当番病院の開設費や訪問看護ステーション運営費などの助成をし、救急医療や在宅ケアの充実を図ることができました。

⑪エキノコックス感染防止対策

本年度も町民有志の方々の協力をいただき、ベイト（虫下しを混ぜたキツネの餌）散布によるエキノコックス駆除事業を実施しています。平成20年度調査時点での感染率33.6%が、0%まで下がり、感染予防に大きな成果が出ています。

昨年は1%となりましたが、本年はまた0%となり今後も広域的な取り組みが必要と考えられます。

（2）国民健康保険事業

国民健康保険事業は、平成21年から後志広域連合での広域行政として運営していますが、窓口業務、保険税賦課徴収事務、特定健診事務等は町の事務となっています。

特定健診については、1日簡易ドックの受診者と合わせ421人が受診し、そのうち8人に保健指導を行っています。

平成29年度は、任意繰入を行わずに620万円の基金を取り崩し、国保会計を運営しました。年度末現在の基金残高は、16,324,614円となっています。

国民健康保険の被保険者数、医療給付費など

区 分	実 績	対前年比
被保険者数	1,539人	14人減
保険医療給付費		
給付件数	16,072件	577件減
給付金額	3億7,646万円	3,730万円増
1人当たりの年間医療費	26万円	5万円増
高額医療費	6,046万円	942万円増
整体や鍼灸などの療養費	1,867万円	1,663万円増

（3）後期高齢者医療事業

後期高齢者医療制度は、平成20年から北海道後期高齢者医療広域連合が保険者となって制度を運営しています。医療機関での窓口負担を除いた医療費のうち、約5割は税金で、約4割は若い世代の方が加入する医療保険からの支援金で、約1割は高齢者の方の保険料で賄われ、国民みんなで支え合うしくみとなっています。

医療制度では2年ごとに保険料率を決定することになっており、平成29年度の保険料率は、均等割49,809円（平成26・27年度51,472円）、所得割10.51%（平成26・27年度10.52%）となっています。

平成29年度の決算状況は、広域連合への負担金5,108万円、事務経費49万円、保険料の還付金6万円となり、会計の歳出額は5,163万円となりました。

（4）医療に対する各種給付事業

子どもの健康増進と子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、こども医療給付事業の対象年齢を平成22年度から中学生まで引き上げていましたが、平成29年10月から更に18歳まで（一部非該当条件有）対象者を拡大しました。平成29年度に

支払った医療費は6,752件、前年対比26万円増の1,250万円となりました。

また、北海道医療給付事業により実施している重度心身障がい者医療給付事業については、前年対比187万円減の710万円となり、ひとり親家庭医療給付事業については前年対51万円減の71万円となりました。

未熟児養育医療給付事業は、平成25年度から北海道から委譲された事業です。

平成29年度については1件、実績なしだった前年対比10万円増の10万円となりました。

高齢者福祉

(1) 高齢者の福祉

平成27年度を始期とする第6期高齢者福祉計画に基づき、高齢者がそれぞれのライフスタイルに応じて、元気で安心して暮らすことができるよう、自らの選択により介護サービスや福祉サービスが利用できる環境づくりと心がかよう高齢者福祉の推進に努めています。また、本計画が平成29年度最終年度となることから、平成30年度を始期とする第7期高齢者福祉計画を策定しました。

高齢者の生活支援として、生きがい活動支援通所事業（デイサービス通所）、住宅改修の上乗せ助成、高齢者緊急通報装置の貸し出し、私道除雪サービス、福祉灯油の助成、綺羅乃湯入館料の助成、老人福祉施設入所費扶助、高齢者住宅前通路除雪費扶助を行うとともに、老人クラブや高齢者事業団への運営費補助、敬老会の開催、喜寿・米寿・白寿の節目に長寿祝金の支給を行うなど高齢者福祉の充実に努めました。

地域福祉の活動拠点である社会福祉協議会への委託事業として、高齢者の自立した生活を支援するため、除雪派遣サービスや配食サービス、軽度生活支援（ホームヘルプサービス）事業、移送サービス事業を継続して実施し、高齢者の通院支援などの充実が図られました。

また、認知症高齢者の重度化防止や家族介護の負担軽減を図るため、介護スタッフのケアを受けて少人数で共同生活を行う高齢者グループホームについては、18ユニット18人が入居での運営がされており運営に必要な経費については入居者の介護度に大きく左右され、開設当初の見込みより介護度が低く、平成29年度においても運営経費についてニセコ福祉会へ補助し、安定的な運営が行われるよう支援しています。

開設から30年以上が経過し、老朽化が進んでいる特別養護老人ホームニセコハイツについては、今後の修繕に膨大な経費がかかる見込みであることから、基本構想を策定し、建て替え等今後の方向性について検討を行いました。

(2) 介護保険事業

高齢者の多くは、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防教室（貯筋教室）や高齢者向け健康教室、家族介護教室の開催、高齢者声かけ支援事業、救急医療情報キットの配布、虚弱高齢者への訪問支援事業を実施し、介護予防の充実に努めています。

介護保険事業は平成21年度から後志広域連合が保険者となり事業を行っています。
平成29年度の決算額は、在宅、施設サービスなどの介護給付費3億8,438万円、町村負担金4,805万円、介護予防事業費及び包括的支援・任意事業費235万円、介護認定審査会経費210万円、事務費等730万円、低所得者保険料軽減負担金24万円を合わせて後志広域連合へ支払った負担金は6,004万円となっています。

また、意思能力の継続的な衰えが認められた場合に、法律的に支援する制度として成年後見人制度があり、本町においてもその必要性があると判断された方を支援するため、社会福祉協議会と連携しました。

9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります

高齢者福祉

(1) 国民年金に関する事務

法定受託事務により市町村が窓口となって国民年金の加入や異動届、免除申請や年金裁定請求の手続きなど適正な事務処理をするとともに、広報ニセコや移動相談会を活用した啓発や相談業務に努めています。

本町における国民年金保険料の平成29年度の収納率は、75.05%で前年度より2.45ポイント増加し、小樽年金事務管轄と比較すると5.41ポイント上回っています。

- ・国民年金1号被保険者該当年間被保険者数：762人（前年度768人）

児童福祉

(1) 幼児センター「きらっと」の運営

乳幼児期の子ども達が健やかに成長する環境をつくるため、幼稚園、保育所、子育て支援機能の一元的な運営を行い、家庭や地域との連携を図り幼児一人ひとりの健やかな心身の育成のため、保育・幼児教育の総合的な指導に努めています。

平成29年度は、全道の幼稚園研修会がニセコ町で開催され、幼児センターの保育を公開し研修を深める機会となり、保育業務の資質向上につながりました。各種研修会についても積極的に参加し、研修内容を共有し保育の充実に努めました。また、学校評価を踏まえたセンター運営を進めました。

今年度増築棟が完成し、4、5歳児は広い環境の中で遊びが継続したり発展したりするなど日々の保育が充実し、3歳児も2クラス化したことで安定し、より良い環境で保育を行うことが出来ました。

支援を要する幼児については、継続して保護者との連携を密にして支援計画を作成し、また、補助教諭の適切な人員配置及び関係機関との連携を図りながらより良い特別支援の推進に努めました。合わせて、乳幼児の成長や発達の連続性を確立するため、保健師や小学校との連携も深めました。

子育て支援センター「おひさま」は、地域の子育て支援拠点となり、安心してゆとりを感じられる子育てができる環境を整えるため、子育て相談や情報提供、保護者が参加しやすい内容や子育てに役立つ内容を考慮した各種講座など積極的に実施しました。

また、子育ての理解を深めたりリフレッシュしたりする場の提供のほか、一時預かり保育及び休日保育事業の実施など子育て中の保護者への支援に努めています。平成29年度よりお昼の時間も開放し、1日通して過ごせるように実施しました。今後も、子育てが楽しく行えるような支援を進めていきます。

(2) 母と子の子育て教室・相談事業

すこやかな成長と子育ての学習や交流を目的に育児セミナーを4回開催し、延34人の参加者がありました。

栄養士や歯科衛生士による講話を行い、保護者の子育て不安の解消に努めました。また、乳幼児健康相談を3回実施しており、対象者の72%の参加があり、発育の相談や専門機関への紹介、幼児センターや子育て支援センター、発達支援センター（倶知安）と連携しながら保護者とともに乳幼児のよりよい発達支援を行なうことができました。

(3) 児童福祉・ひとり親福祉

児童福祉については、平成27年度に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、新たな安心して子育てできる環境づくりに努めています。

近年の児童数の増加に伴い、子どもの放課後などの居場所づくりとして開設している「ニセコこども館」では、学童保育と放課後子ども教室が一体となって活動することにより、子育て環境の充実が図られています。

仕事などで保育に専念できない家庭にかわり、小学校1年生から6年生までの児童を、主任支援員3人補助支援員4人の体制で学童保育事業を行いました。

ひとり親福祉対策としては、低所得世帯に対する福祉灯油の助成を継続して実施しました。

障がい者福祉

(1) 障がい者福祉の充実

平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）並びに平成27年度を始期とする第2次ニセコ町障がい者計画・第4期障がい者福祉計画に基づき、「障がいのある人の人権が尊重され、自分らしく自立して暮らせる共生のまちニセコ」を基本理念として、障がい者自らがサービスを選択利用する訪問系支援（ホームヘルプ）、日中活動系支援（就労移行支援、就労継続支援、短期入所支援）、居住系支援（グループホーム、施設入所支援）や身体障害者（児童）補装具の給付、重度身体障害者日常生活用具の給付を行っています。また、本計画が平成29年度最終年度となることから、平成30年度を始期とする第3次ニセコ町障がい者計画・第5期障がい者福祉計画を策定しました。

障がい者への福祉事業として、障害者通所福祉手当、重度障害者タクシー料金扶助、じん臓機能障害者通院費、心身障害児の療育施設通園費に対する費用の一部助成を行っているほか、障がい者及び介護者に対し綺羅乃湯入館料の一部助成を行い障がい者の立場に立った支援体制の充実を図りました。また、知的障がい者福祉の充実を図るため地域活動支援センター（生活の家）に対する運営費の助成や福祉団体である身体障害者福祉協会に対して助成を行いました。

10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります

防災・防犯

(1) 交通安全運動の推進

町は、各関係機関・団体と連携を図りながら、各種交通安全対策や交通安全運動を実施しており、その運動を支える2つの団体（ニセコ町交通安全推進委員会、ニセコ町交通安全協会）の活動費に対し補助を行なっています。

各団体は連携し、ニセコ町交通安全指導員協力の下、年間6期の交通安全運動や朝の街頭指導、交通危険箇所への交通安全旗及び看板設置、交通安全啓発活動等を実施しています。

本町においては、平成29年に死亡事故などの重大交通事故は発生しておりませんが、引き続き、町民のみならず通過車両に対しても交通安全対策の積極的な推進に努めます。

(2) 街路灯の維持

町が所有している街路灯の電気料は、LED化したことにより平成27年度と比較し約30%削減することができました。また、自治会等が管理している街路灯の電気料に対し60%以内の額を助成しています。

・街路灯の設置数 町管理：391基、自治会等管理：274基、計：665基

(3) 街路灯の整備（LED推進）

平成24年度から社会資本総合整備事業を活用して、町内の街路灯のLED化を進め、平成27年度に完了しました。平成29年度は、町所有街路灯2基を新設し、自治会が新規に設置する街路灯3基に対して、75%以内の額を補助しています。

(4) しりべし弁護士相談センターの運営

法律相談は管内各町村が負担し岩内町で地域の法律相談窓口の確保を図っています。

平成25年10月より札幌弁護士会地域司法対策員会主催による無料法律相談会がニセコ町民センターを会場に毎月第1、第3火曜日の2回（後志地域9町村）で開催されています。

(5) 原子力防災への取組み

①地域防災計画（原子力防災計画編）の実効性を高めるための取組み

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故後、国の「原子力災害対策指針」に基づき、ニセコ町防災会議・原子力専門委員会での討議を経て策定しました、「地域防災計画（原子力防災計画編・退避等措置計画）」について、北海道並びに関係市町村との連携を一層強めて、本計画の実効性を高めるための協議・検討を進めています。

②北海道原子力防災訓練の実施

北海道並びに本町を含む後志管内13町村が実施主体となり、平成24年度から引き続き6回目の北海道原子力防災訓練を2月5日（月）意思決定訓練及び2月8日（木）実動訓練を実施しました。

本町では、ニセコ福祉会、ニセコ生活の家、ニセコ医院、ラジオニセコ他関係機関等の協力を受け、通信連絡訓練、災害対策本部設置訓練、放射線モニタリング訓練、屋内退避訓練（各学校・幼児センター・インターナショナルスクール）、住民広報訓練など、役場23人、学校等699人が参加しました。今後も町民参加の実践的な訓練となるよう内容の工夫に努めます。

③泊原子力発電所の安全対策の確認

泊原子力発電所の安全対策工事の進捗状況等、安全確認に関する情報の収集を踏まえた原子力防災行政の推進を図ることを目的として、5月～2月の計4回視察対応しました。

（6）防災力の強化と防災資機材の充実

防災対策の担当として、役場総務課内に、参事1人、係長1人、係2人を配置し、庁内職員が連携のもと、自然災害対策並びに原子力防災対策に備えました。また、地域総合防災対策の拠点、災害時にも対応できる庁舎として新庁舎建設の基本設計を実施してきました。

平成30年度も引き続き、庁舎整備に向けた起債、その他補助金等活用が可能な制度の動向に注視をしながら、健全な財政負担を基本とした新庁舎建設実施設計を進めて行きます。

平成22年度から防災資機材の整備充実を進めていますが、平成29年度は、原子力防災対策費補助金を活用して、全職員向けの防災用作業服、備蓄食料品・飲料水、小型発電機1台、大型発電機1台を購入しました。この他、原子力防災訓練、防災ラジオ起動訓練等災害発生時に的確に対応するための取り組みを行いました。

空間放射線量の測定及び公表については、北海道が設置する環境放射線モニタリング機器で測定を行い、その結果を町公式ホームページ及び広報「ニセコ」で行いました。

（7）消防力の強化

羊蹄山ろく消防組合では、消防体制の充実を図り地域のみなさんが安心して生活ができるように消防力強化に取り組んでいます。

ニセコ支署においても計画的な機器の更新を行うとともに、婦人消防クラブ、少年消防クラブの育成に努め防災意識の向上を図っています。

（8）消費者保護の取り組み

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどについて、消費者からの相談を公正な立場で対応する「ようてい地域消費生活相談窓口」を、平成22年よりニセコ町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、蘭越町、黒松内町の7町村で共同運営しています。専門の相談員を配置した窓口をニセコ町役場内に設け、相談やあ

っせんなどの業務を行っています。今では地域にとってなくてはならない大切な窓口の一つとなっています。

1 1. 住民みんながまちを考え、活動します

住民自治

(1) ニセコ町総合計画の推進とニセコ町自治創生総合戦略の策定

第5次総合計画（平成24年度から12年間）では、ニセコ町が進むべき道筋をビジョンとしてまちづくりの方向性を示し、町民目線から見た計画推進を行っています。

自治創生総合戦略（平成27年度から5年間）では、地域資源を守るとともに、地域経済を豊かにし資金や人材を呼び込むための地域経済戦略として、町内外から担い手を確保し戦略を推進します。また、自治創生総合戦略では進捗管理や検討の場として、自治創生協議会を設置してPDCAサイクルを展開しています。

なお、自治創生の浸透を図るため、平成29年度は下記の講座等を開催しました。

- ・「地域おこし協力隊導入・運営セミナー」（平成29年8月31日開催 21名参加）
- ・「住民自治活動運営セミナー」（平成30年3月14日開催 22名参加）

(2) ニセコ町まちづくり基本条例の見直し作業について

ニセコ町まちづくり基本条例は、条例が現在の住民自治に相応しいものであり続けるために、4年に1度見直し作業を行ないます。平成29年度はその年に当たり、ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会を中心に見直し作業を進めました。

今回の見直しでは、コミュニティの希薄化、広報誌を中心とする情報の説明責任、基本条例の更なる浸透などを課題として、検討を進めました。作業は、平成30年度に繰り越し、継続検討することとしています。

(3) 情報公開、個人情報保護

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、町民のみなさんの知る権利を保障するとともに、個人情報が適切に保護されように必要な対策を取っています。情報公開及び個人情報の運用状況は、6月のニセコ町議会定例会に報告するとともに、広報「ニセコ」7月号に掲載しています。

(4) 広報広聴活動

町の広報広聴活動は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する情報共有や住民参加の機会を確保する大切な活動として、工夫、改善しながら取り組みを進めています。

① 広報紙、予算説明書

広報「ニセコ」、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」は、町民のみなさんからの意見を伺い内容の工夫を行いながら、町の説明責任を果たし情報共有を進めるために継続発行しています。

② 町公式ウェブサイト（インターネット）の状況

システムの老朽化等により、平成30年3月27日より、新たなウェブサイトを公開し、以下のことを実施しています。

- a. サーバの高速化、セキュリティの強化
- b. 検索性の向上、情報の整理（5,000ページから1,600ページへ削減）
- c. 多言語対応（英語、中国語、韓国語の対応）
 - ・単独でのページ作成をやめ、全てのページを多言語化。部分修正が可能。
 - ・海外の検索サイトでもヒットするように改善。
- d. SNSとの連携向上（Twitter・Facebook）
 - ・「そよかぜメール」の停止。最大500人から300人まで利用が減少。
 - ・Twitter フォロワー数6,000人、Facebook 2,500人。
 - ・Twitter・Facebookの利用料は無料、「そよかぜメール」は年間9万円。
 - ・新システムは原課でのページ更新が原課の判断でTwitter・Facebookに同時発信することが可能となった。「そよかぜメール」は対応不可。

平成29年3月～6月と平成30年3月～6月の4ヶ月間を比較

	平成29年	平成30年	進捗率
ページビュー数	267,579	293,931	110%
セッション数	109,548	96,791	88%
平均セッション時間	1分54秒	2分32秒	133%
英語	1,380	2,319	168%
中国語	347	533	154%
韓国語	83	286	345%

③まちづくり町民講座等

町の主要課題を自由に話し合う場として、平成29年度のまちづくり町民講座は10回開催しました。本年度は地域おこし協力隊、役場新庁舎の建設、ふるさと納税の取り組みなどをテーマに開催し、198人が参加しました。

まちづくり懇談会については、町内13会場で開催し、延べ200人の参加をいただき132件の意見や要望を受けました。このほか、こんにちは町長室やおぼんです町長室を開催しています。

④各種団体等視察の受け入れ

自治体間の視察は、優れた取り組みを学びあい、その取り組みを今後の仕事に取り入れる好機となっており、行政特有の取り組みです。

ニセコ町では上記のほかに、町のPRとブランド化の推進、本町職員のプレゼンテーション研修の場として、各種視察を受け入れています。

平成29年度はJICAなど海外からの視察も含め33団体852人の視察を受け入れています。

(5) まちづくり活動

①まちづくり委員会

「まちづくり委員会」は、地域づくり活動に対する補助制度(まちづくりサポート事業)の審査及びふるさとづくり基金の使途協議を通じ、まちづくりに取り組む町民への支援策を考えていく場となっています。同時に、まちづくりに関わるさまざまな課題や主な事業の方向性などを自由に検討する場として機能しています。なお、まちづくりサポート事業については応募実績がありませんでした。

また、小中学生による「子どもまちづくり委員会」は、教育委員会が取り組む「子ども議会」と共に、子どもの社会参画を育む場として継続した取り組みを進めています。平成28年度は、実績はありませんでしたが29年度はラジオニセコのCMづくりに取り組みました。

②ふるさとづくり寄付

平成16年にふるさとづくり寄付制度(1口5千円で指定5分野に寄付いただく仕組み)が始まってから10年が経過しました。平成29年度末時点で218件(8,622.4口)、43,112,000円の寄付をいただいています。

また、平成19年度からは、お寄せいただいた寄付の具体的な使い道を検討し、これまで「環境の保全及び維持、再生に関する事業」の分野において、曾我公園・桜ヶ丘公園植栽事業の実施、「有島武郎に関する資料収集及び有島記念館特別展開催事業」の分野において、有島武郎農場解放記念文を記した掛軸を保存するためのレプリカの作成、有島武郎自筆原稿、著作集(署名入り)、有島武郎宛書簡・葉書、自筆の書幅、自筆書簡の購入、パネル展「小説家・有島武郎と画家・木田金次郎」実施、幼児センターの木遊具整備、有島記念館上映システム・音響設備整備、少年消防クラブ員の活動服、ニセコ子ども館備品、幼児用レンタルスキー、ニセコ中学校音響設備に活用しました。

なお、平成30年度中の開始に向けて、寄付先の事業区分の変更に伴う実施事業の明確化、返礼品の充実について検討しています。あわせて、寄付者とのつながりをもつ取り組みとして「ふるさと住民票」の実施に向け、作業を進めております。

(6) 住民主体による花や木の植栽活動

平成29年度は、NPO法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となり地域住民により実施する中心市街地(綺羅街道)への花の植栽事業、中央地区連合町内会が主催した「ハロウィンカボチャによる中央地区周遊地活性化事業」、ニセコ振興会の活動に要する備品整備に対しコミュニティ助成事業として補助を行いました。

(7) 地方分権改革への対応

国と地方の関係を見直す地域分権改革が進められています。今後も地方分権改革に関する情報には今後も、注意深く対応し、必要に応じ住民への情報公開に心がけます。

(8) 広域行政の検討

平成19年4月に設立した後志広域連合は、事務の共同処理のメリットである経費節減効果を期待しているところです。

平成19年度から税の滞納整理事務、平成21年度から国民健康保険事務及び介護保険事務、平成28年度から行政不服審査会事務の共同処理を実施しており、多様化する広域行政の需要に対応するため、広域連合及び他の地方公共団体との連携を図ります。

(9) 交流事業

ニセコ中学校職場体験、ニセコ高校産業現場実習の受け入れ、全国の議会や行政関係者、独立行政法人国際協力機構（JICA）海外自治体職員等による視察受け入れを行いました。また、北海道銀行との包括連携協定による人材派遣として1名を企画環境課へ配属しています。

(10) 国際交流事業

一般財団法人自治体国際化協会の国際交流員招致事業を通じて、中国、アイルランド、ドイツ、アメリカから計4名の交流員の受け入れを行い、町民との交流や町の国際交流の推進を図るほか、居住外国人や観光客に対応できるように体制を強化しています。

(11) 移住・定住対策

ニセコ町の地域課題を解決する人材の確保と定住人口の増加を図るため、首都圏で開催された移住・交流フェア（本気の移住相談会・北海道暮らしフェア）に出展し、都市住民にニセコ町の魅力や環境について伝えました。

(12) 地域おこし協力隊・集落支援員事業

地域おこし協力隊は平成23年度から導入し、平成29年度は継続10名、新規1名の計11名の隊員が役場や関係機関に配属され、地域の活性化や課題解決に活動し、また、最長3年間の任期であるため、将来町内で起業・就業するための活動も行っています。これまで、14名の隊員が任期を終え、その後9名が町内に定住しました。

集落支援員は平成22年度から導入し、平成29年度は6名が点検活動を通じて集落の実情や課題を把握し、集落の維持活性化に必要となる対策を行っています。

(13) コミュニティ運動の推進

自治会活動とコミュニティの活性化を推進するため、地域自治振興交付金制度により支援しました。

- ・地域自治振興交付金の交付状況：56自治会、2,804,800円

(14) コミュニティ施設の維持管理

ニセコ町民センターの管理運営については、ニセコ町商工会に委託しており、平成28年度は、3,070件、42,480名の方が利用されました。引き続き、町民や来町者が効率的に広く活用できるよう努めます。

西富地区町民センターは、周辺地域のみなさんが主に利用しており、使用時の玄関開錠や施錠・点検等一部業務を、地域の方に委託しています。なお、本センターについては、耐震性能が無く、防災の観点から建て替えが必要なため、今後、実施設計を行います。

地域の集落再編により設置された各コミュニティセンターの維持管理は、指定管理者制度を適用し各地域自治会が行っており、火災保険料など費用の一部を町が負担しています。引き続き、各自治会と連携し施設の適正な管理に努めます。

- ・対象施設：ニセコ町民センター、西富地区町民センター、近藤・元町・里見・ニセコの地域コミュニティセンター、福井地区コミュニティセンター、曽我活性化センター

(15) 戸籍、住民記録に関する事務

本町の年間の異動は、自然増減（出生・死亡）が9人の減少、社会増減（転入・転出等）でも203人増加し、平成29年度末では前年比194人増の5,115人となりました。年度により多少の増減はあるものの全体的に増加傾向となっています。

1世帯当たりの人数は1.95人でわずかに減少しています。

外国人については、ニセコエリアを拠点に観光産業への従事者や様々な活動を展開する方の居住により平成18年度以降急激に人口が増加しており、平成30年1月末には440人の住民登録がありました。

昭和52年1月以降減少続きであった人口がここ数年は外国人を中心に増加傾向となっています。

戸籍に関しては、戸籍総合システムにより安全な管理と迅速で適正な処理が可能となり行政サービスの向上が図られています。

・ニセコ町の人口動態

年度	区分	男	女	計	世帯数
平成29年度末	日本人	2,344人	2,393人	4,737人	2,332世帯
	外国人	230人	148人	378人	286世帯
	計	2,574人	2,541人	5,115人	2,618世帯
平成28年度末	日本人	2,333人	2,363人	4,696人	2,311世帯
	外国人	147人	78人	225人	151世帯
	計	2,480人	2,441人	4,921人	2,462世帯

(16) 住民基本台帳ネットワークシステム事務

平成27年10月5日の番号法の施行により、住民基本台帳登載者全員に個人番号を付番しています。個人番号カード（マイナンバーカード）の作成及び発行は住民基本台帳カードと同様に「地方自治情報センター」から引き継がれた「地方公共団体情

報システム機構」に業務委託をしています。

個人番号の管理については番号制度関連法に基づき住民基本台帳コードの管理よりも更なる個人情報徹底し厳格な運用に努めています。

個人番号カード（マイナンバーカード）の作成及び発行は住民基本台帳カードと同様に「地方自治情報センター」から引き継がれた「地方公共団体情報システム機構」に業務委託をしています。

個人番号の管理については番号制度関連法に基づき住民基本台帳コードの管理よりも更なる個人情報徹底し厳格な運用に努めています。

・個人番号カード（マイナンバーカード）の交付状況	（前年度）
平成30年3月末申請枚数	525枚（409枚）
地方公共団体情報システム機構からの受領枚数	440枚（355枚）
平成30年3月末交付枚数	420枚（331枚）

行財政

（1）議会議員の活動

平成29年中の議会の開催は、定例会4回、臨時会1回となりました。条例の改正や制定、予算審議、陳情書や意見書等の審議を行ったほか、予算及び決算について集中的に審議するそれぞれの特別委員会を設置し審議を行ないました。

総務常任委員会及び産業建設常任委員会は、それぞれ所管する事務について調査を行う「所管事務調査」を実施しています。議会が議決した本年度の予算がどのように執行されているのか、当面する行政課題は何かなど、担当課から説明を受け、課長等と意見交換をしました。

町から、建築から50年を経ている役場庁舎を、災害にも対応した新たな庁舎に建て替えたいという提案があり、およそ半年をかけて全議員による議員協議会を重ねながら検討してきました。結果、将来負担を勘案した中長期的視点による行政運営が重要であることを指摘して、議会としても庁舎新築を進めることに同意しました。こうしたこともあり、平成29年中の議員協議会は21回の開催となりました。

また、29年度も「議会報告・町民との意見交換会」を開催しました。今後も住民の視点に立った立場で、課題解決に取り組んでいきます。

（2）議会だよりの発行

町民のみなさんに議会本会議や委員会での審議状況及び一般質問等の議会活動をお知らせすることは、議会にとっても重要なことです。29年度も、定例会の内容を中心に4回の「議会だより」のほか、役場庁舎新築を検討している旨の臨時号1回を発行し、全戸配付を行いました。

（3）監査委員の活動

毎月の出納検査のほか、8月の決算監査、2月には定例監査を行いました。また、監査委員全国研修会に参加し、監査委員としての識見の研鑽を積んでいます。

(4) 税金の課税や納税に関する事務経費

平成29年度分の税の徴収率について、現年度対前年比は、町民税で0.27ポイント・固定資産税で0.11ポイントの増で、国保税を除く町税全体で0.13ポイントの増加となりました。収入実績では、町民税で3,536万円の増、固定資産税で4,267万円の増額となりました。

国保税を除く町税全体の現年度課税分全体の収入額は8億8,341万円、収納率は99.62%で、前年度対比では税収では7,856万円の増、収納率0.13ポイントの増となりました。また、滞納繰越分を含めた町税全体で収入額は8億8,784万円、収納率は99.12%で、前年対比税収で7,942万円の増、収納率では0.21ポイントの増となりました。

国民健康保険税では、健康保険分（一般医療分、退職医療分）、後期高齢者支援金、介護納付金の現年課税分の収入額は1億7,462万円、収納率は98.14%で、前年対比税収では149万円の減、収納率は0.96ポイントの増となりました。また、滞納繰越分を含めた全体での収入額は1億8,268万円、収納率は93.87%で、前年対比は、税収で65万円の減、収納率2.2ポイントの増となっています。滞納繰越分をあわせた国保税全体の収納率は、7年連続で前年度を上回ることができました。

依然として地方財政は厳しい状況にあり、町税の確実な収納による自主財源の確保が大変重要となっています。町では、税負担の公平性の確保と収納率の向上を目指し、督促・催告の強化、訪問徴収や滞納処分の実施など徹底した収納対策の強化を図っています。また、後志広域連合における、ニセコ町分の税の滞納整理額は、財産や給与、預金の差押え等により8件で475万円となっており、道税との共同の催告、北海道への徴収委託の実施など連携強化を図りさらなる徴収に努めます。

平成25年度から納付環境の整備を目的にしたコンビニ収納の利用を開始しています。口座振替を除く納付件数は、15,381件で、うちコンビニ利用件数は5,004件となり、21.9%の利用率となっています。

土曜、日曜や祝祭日、夜間の利用など納税者の利便性が向上すると共に、効果的な納税の促進に繋がっているものと考えています。

(5) 役場職員の研修、人材の活用、目標管理

町民みなさんのニーズに対応し、まちづくりを進めるには職員の資質の向上や意識改革が必要です。

職員にはまちづくりの専門的知識の習得とともに、豊かな発想力と情報収集能力を持ち柔軟な対応力が求められます。そのため、これまでと同様、初任職員の基礎研修をはじめ、採用年数に応じた研修に参加させるとともに、専門の研修機関での実務研修や自主企画による提案型研修を実施しています。その他、内閣官房地域活性化事務局や全国市町村国際文化研究所へ職員を派遣し将来のニセコ町を担う人材育成に努めています。

さらに、職員採用においても外部の経験と新たな発想を得ることによりニセコ町のまちづくりに活かせるように、社会人経験者の採用も行っています。

(6) 町有財産の管理・運用

①旧宮田小学校の維持管理

国営緊急農地再編整備事業を円滑かつ効率的に行うためには、北海道開発局との連携が必要です。北海道開発局小樽開発建設部の事務所として貸付けしている旧宮田小学校校舎の適切な維持管理を図ります。

②職員住宅の維持管理

職員住宅は、現在17戸を保有しています。これらの住宅は、建築から30年以上経過しているものが多く、老朽化が進んでいる状況ですが、補修を行うなど良好な維持管理に努めています。また、職員住宅が不足しているため、民間事業者より単身者用住宅6戸を借上げ、住宅不足の解消を図っています。

③町有財産（土地）の売却

平成29年度民間住宅誘致を促進するため集合住宅敷地として、字有島8番地126の192.24㎡の町有地を売却しました。

(7) 行政情報システム、情報ネットワークの運用

行政事務を処理するコンピュータシステムを安定的に運用するために、システムの開発や運用を共同で行う北海道自治体情報システム協議会（北海道町村会情報センター）に加盟し、システムの共同調達や開発、運用を効率的に進めています。また、災害発生時の危機的状況のときにもシステムの安定運用を図るため、主なデータはデータセンターにおいて保存し運用を行っています。

また、自治体情報セキュリティ強靱化を受け平成29年からネットワーク（個人番号利用事務系ネットワーク、LGWAN 接続系ネットワーク、インターネット接続系ネットワーク）を分離しネットワーク間のデータ授受の原則禁止や情報の持ち出しを防止するなど情報の流出対策を構築しています。

また、これまで建設関係で保存されてきたマイラー図面の電子化に着手し効率的な運用と役場庁舎のスペース確保につなげます。

(8) 選挙事務

平成29年度は、ニセコ町長選挙と衆議院議員総選挙がわれました。ニセコ町長選挙は無投票となりましたが、衆議院議員総選挙での投票率は67.20%で後志管内平均（後志管内平均66.06%）を1.14ポイント上回りましたが今後も有権者のみなさんが投票しやすい環境づくりに努めていきます。

(9) 計画的な行財政運営

町の行財政運営の健全性を維持するため、国の補助金など様々な財源を確保するとともに、過疎債や辺地債などの有利な借入れを計画的に活用します。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率12.2%（H28年度13.0%）、将来負担比率40.5%（H28年度46.2%）となり、前年度に引き続き対前年度より改善が図られました。また、平成29年度決算において、

将来負担に備えるために各種基金の積立を行いました。今後も健全な財政運営に努めていきます。

(10) 公共施設の総合的な管理計画の策定

平成28年度に策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき町の人口などの将来推計及び各施設のランニングコスト、更新経費を基に、今後の公共施設のあり方の検討を行います。

(11) 地籍成果の管理・運営事務経費

平成22年度から地籍デジタルデータの更新作業を行い地籍成果管理システムの運用を行っています。データ化することで、地図の交付が迅速化することに加え、道路や農地管理など地図を使った他業務への活用が行われています。

(12) 固定資産路線価評価事業

3年ごとに実施される固定資産評価替えを行うための事業です。この結果を基礎にして固定資産の評価替えを実施しました。